

2020 年 4 月 30 日

高知市議会議長 様

会 派 名 市民クラブ

代表者名 近 藤



第 4 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	2,584,406
第 4 四半期政務活動費	2,700,000
利 息	4
合 計	5,284,410

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	219,696
研 修 費	222,120
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0
会 議 費	0
資 料 作 成 費	0
資 料 購 入 費	373,404
広 報 広 聴 費	320,873
人 件 費	0
事 務 諸 費	346,762
合 計	1,482,855

3 収支差引額 (繰越額) 金 3,801,555 円

2020年4月3日

高知市議会市民クラブ
 団長 近藤 強 様

会派名 市民クラブ
 氏名 近藤 強



第4 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	462.000-
第4 四半期政務活動費	250.000-
利 息	
合 計	712.000

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	11.802
研 修 費	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	
会 議 費	
資 料 作 成 費	
資 料 購 入 費	
広 報 広 聴 費	
人 件 費	
事 務 諸 費	23.553
合 計	35.355

3 収支差引額 (繰越額)

金 ~~677.645~~ 円

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	1月1日(水) ~ 3月31日(火)	
	支出先	(株)明神石油	
	目的・内容・結果等	調査に伴うガソリン代支出 $31,474 \times \frac{3}{8} = 11,802$	
※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代	11,802
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		9	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

ENEOS

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2020/01/02(木)15:28
近藤 強 様

売上 UNO現金	2100 0000	1
レギュラー		
110100		¥4000
26.32L @152.0 L-1 N-2		
小計		¥4,000
(10%対象)		¥4,000
内消費税		¥364
合計		¥4,000
お預かり ¥4000 お釣 ¥0		

上記にて領収書とさせていただきます
洗車コーティング!!
予約受付中!!
No.0749 担当:0100 北本町 s s
POS番号01
2020/01/02

ENEOS

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2020/01/05(日)11:22
近藤 強 様

売上 UNO現金	2100 0000	1
レギュラー		
110100		¥3719
24.47L @152.0 L-5 N-14		
小計		¥3,719
(10%対象)		¥3,719
内消費税		¥338
合計		¥3,719
お預かり ¥10000 お釣 ¥6281		

上記にて領収書とさせていただきます
洗車コーティング!!
予約受付中!!
No.1641 担当:0100 北本町 s s
POS番号01
2020/01/05 釣銭伝票No.4356

ENEOS

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2020/01/23(木)10:12
近藤 強 様

売上 UNO現金	2100 0000	1
レギュラー		
110100		¥4229
27.82L @152.0 L-5 N-14		
小計		¥4,229
(10%対象)		¥4,229
内消費税		¥384
合計		¥4,229
お預かり ¥10000 お釣 ¥5771		

上記にて領収書とさせていただきます
期間中当店のご利用(ガソリン、軽油、灯油、オイルを含む)で、東京2020オリンピック・パラリンピックチケットなどが当たる!詳細はENEOS日本応援で検索
No.7167 担当:0100 北本町 s s
POS番号01
2020/01/23 釣銭伝票No.5517

ENEOS

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2020/02/08(土)10:29
近藤 強 様

売上 UNO現金	2100 0000	1
レギュラー		
110100		¥3878
25.51L @152.0 L-1 N-2		
小計		¥3,878
(10%対象)		¥3,878
内消費税		¥353
合計		¥3,878
お預かり ¥5000 お釣 ¥1122		

上記にて領収書とさせていただきます
期間中当店のご利用(ガソリン、軽油、灯油、オイルを含む)で、東京2020オリンピック・パラリンピックチケットなどが当たる!詳細はENEOS日本応援で検索
No.1990 担当:0100 北本町 s s
POS番号01
2020/02/08 釣銭伝票No.6463

ENEOS

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2020/02/13(木)13:00
近藤 強 様

売上 UNO現金	2100 0000	1
レギュラー		
110100		¥3759
24.73L @152.0 L-1 N-2		
小計		¥3,759
(10%対象)		¥3,759
内消費税		¥342
合計		¥3,759
お預かり ¥10000 お釣 ¥6241		

上記にて領収書とさせていただきます
期間中当店のご利用(ガソリン、軽油、灯油、オイルを含む)で、東京2020オリンピック・パラリンピックチケットなどが当たる!詳細はENEOS日本応援で検索
No.3709 担当:0100 北本町 s s
POS番号01
2020/02/13 釣銭伝票No.6871

ENEOS

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2020/02/21(金)11:53
近藤 強 様

売上 UNO現金	2100 0000	1
レギュラー		
110100		¥1320
8.74L @151.0 L-1 N-2		
小計		¥1,320
(10%対象)		¥1,320
内消費税		¥120
合計		¥1,320
お預かり ¥10000 お釣 ¥8680		

上記にて領収書とさせていただきます
期間中当店のご利用(ガソリン、軽油、灯油、オイルを含む)で、東京2020オリンピック・パラリンピックチケットなどが当たる!詳細はENEOS日本応援で検索
No.6274 担当:0100 北本町 s s
POS番号01
2020/02/21 釣銭伝票No.7372

ENEOS ENEOS ENEOS

領収書
 明神石油株式会社
 北本町
 高知市北本町3丁目10-36
 TEL:088-882-9195
 2020/02/24(月)12:58
 近藤 強 様

売上 UNO現金	2100 0000	様
レギュラー	1	
110100	¥4500	
29.80L @151.0 L-1 N-2		
小計	¥4,500	
(10%対象)	¥4,500	
内消費税	¥409	
合計	¥4,500	
お預かり ¥10000	お釣 ¥5500	

上記にて領収書とさせていただきます
 期間中当店のご利用(ガソリン、軽油、灯油、オイルを含む)で、東京2020オリンピック・パラリンピックチケットなどが当たる!詳細はENEOS日本応援で検索
 No.7363 担当:0100 北本町ss
 POS番号01
 2020/02/24 釣銭伝票No.7644

領収書
 明神石油株式会社
 北本町
 高知市北本町3丁目10-36
 TEL:088-882-9195
 2020/03/10(火)15:25
 近藤 強 様

売上 UNO現金	2100 0000	様
レギュラー	1	
110100	¥2789	
18.59L @150.0 L-1 N-2		
小計	¥2,789	
(10%対象)	¥2,789	
内消費税	¥254	
合計	¥2,789	
お預かり ¥10000	お釣 ¥7211	

上記にて領収書とさせていただきます
 期間中当店のご利用(ガソリン、軽油、灯油、オイルを含む)で、東京2020オリンピック・パラリンピックチケットなどが当たる!詳細はENEOS日本応援で検索
 No.1909 担当:0100 北本町ss
 POS番号01
 2020/03/10 釣銭伝票No.8633

領収書
 明神石油株式会社
 北本町
 高知市北本町3丁目10-36
 TEL:088-882-9195
 2020/03/30(月)12:13
 近藤 強 様

売上 UNO現金	2100 0000	様
レギュラー	1	
110100	¥3280	
23.43L @140.0 L-1 N-2		
小計	¥3,280	
(10%対象)	¥3,280	
内消費税	¥298	
合計	¥3,280	
お預かり ¥10000	お釣 ¥6720	

上記にて領収書とさせていただきます
 期間中当店のご利用(ガソリン、軽油、灯油、オイルを含む)で、東京2020オリンピック・パラリンピックチケットなどが当たる!詳細はENEOS日本応援で検索
 No.7839 担当:0100 北本町ss
 POS番号01
 2020/03/30 釣銭伝票No.0006

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	1月1日(水) ~ 3月31日(火)	
	支出先	(株) NITテック	
目的・内容・結果等	携帯電話代 $(7,442 + 7,399 + 7,411 + 7,411) \times \frac{3}{8} = 11,123$ <small>29,663</small> インターネット代 $6,215 \times 4 \text{ヶ月} \times \frac{1}{2} = 12,430$		
※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	用途内容の明細、積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費	携帯電話・インターネット代	23,553
		合計	23,553
領収証書及び支払証明書添付枚数		4 枚	
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

郵便区内特別

近藤 強 様



0045999#



019122203016524658



00403449

8T1EFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年12月14日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒760 高松市観光通1-8-2
-0055 NTT香川ビル
社用コード 8T1-EFE-J-07-23F-001923-60(26)
(000000) 00002



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2019年 12月ご請求分	13,657円	2020年 1月 6日(月) ✓

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 13,657円
(合計) 13,657円
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報
金融機関名: [REDACTED]
口座番号: [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 7,442円
[REDACTED] 6,215円

*** ドコモからのお知らせ ***

お知らせは次ページに続きます。

前月ご請求金額	13,634円 (税込)
---------	--------------

カケホ/ライトプラン (2019年11月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。
-----------------------------	----------------------

ポイントのお知らせ	dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。
-----------	---

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2019年12月14日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	[REDACTED]
--	------------

2019年 11月ご請求分	
2019年 12月 2日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	13,634円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)	近藤 強 様
---------------------------	--------

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年12月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

お 知 ら せ

ユニバーサルサービス制度の番号単価の改定に伴い、2020年1月ご利用分からユニバーサルサービス料を1電話番号当たり月額3円(税抜)から2円(税抜)に改定いたします。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】		詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料等(計)	7,900	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料(計)	45	Xi・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等(計)	2,768	パケット定額料(シェア)	合 算
		パケット定額料(ドコモ光セット割)	合 算
		パケット定額料(シェアずっとドコモ割)	合 算
		シェアバック分割請求子回線ご負担額	合 算
		バック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等(計)	1,733	付加機能使用料等	合 算
		ドコモWi-Fi利用料	合 算
		spモード決済(料金回収代行/継続課金分)	内 税
		請求書発行手数料	合 算
		ユニバーサルサービス料	合 算
◇消費税等相当額(計)	1,211	消費税等相当額(合計)	合 算
		合算表示の料金合計×10%	
◇合計	13,657	合計	合 算
		(2回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>			
[REDACTED]		ご利用期間(11/1~11/30)	
◇基本使用料等(計)	2,700	カケホーダイプラン(スマホ/タブ)	合 算
◇通話料・通信料(計)	45	Xi・SMS通信料	合 算
		11月ご利用分	
◇パケット定額料等(計)	2,768	シェアバック10(小容量)定額料	合 算
		ドコモ光セット割	合 算
		ずっとドコモ割プラス(料金割引)	合 算
		シェアバック分割請求子回線ご負担額	合 算
		シェアバック分割請求対象額(シェアグループ合計)	8,300円/3回線
		※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む	
		当回線におけるシェアバック分割請求ご負担額	2,768円
		(参考)当月ご利用データ量(シェアグループ合計)	3.8G(通信速度制限含む)
		(参考)当月ご利用データ量	0.3G(通信速度制限含む)
◇その他ご利用料金等(計)	1,283	spモード利用料	合 算

NTTドコモからのお知らせ

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。

●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年12月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

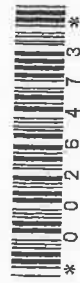
(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
	330	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	12月請求分 内税
	50	請求書発行手数料	12月請求分 合算
	3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります 合算
◇消費税等相当額 (計)	646	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	7,442	合計	
		<p><NTTドコモからのお知らせ></p> <p>○継続利用期間は、11月末で 23年10か月となりました。</p> <p>○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は11月末で 1年12か月となり満了となりました。</p> <p>○ポイントのお知らせ</p> <p>11月ご利用分に対する獲得ポイントは、 60です。</p> <p>(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 6,466円です。)</p> <p>※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。</p> <p>○ステージのお知らせ</p> <p>11月末のステージは、 プラチナステージです。</p> <p>※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。</p> <p>○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。 (2019年11月30日現在)</p> <p>[REDACTED]</p> <p>ご利用期間 (11/1~11/30)</p>	
◇基本使用料等 (計)	5,200	戸建・タイプA/西	合算
	0	(参考) p1 a1 a利用	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	450	ネットトータルサポート利用料	合算
	-50	あんしんバックプラス割引	合算
◇消費税等相当額 (計)	565	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	6,215	合計	
		<p><NTTドコモからのお知らせ></p> <p>○継続利用期間は、11月末で 3年9か月となりました。</p> <p>○ドコモ光/戸建のご契約期間は11月末で 1年9か月となりました。</p> <p>○ポイントのお知らせ</p> <p>11月ご利用分に対する獲得ポイントは、 50です。</p> <p>(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 5,650円です。)</p> <p>※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。</p> <p>○ステージのお知らせ</p> <p>11月末のステージは、 プラチナステージです。</p> <p>※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。</p>	

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

郵便区内特別



近藤 強 様



0026473#



00222349

8T1EFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2020年 1月16日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒730 広島市中区西十日市町10-15
-0806 NTT十日市ビル
社用コード 8T1-EFE-J-07-23F-001140-60(26)
(000000) 00002



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1/4ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2020年 1月ご請求分	16,287円	2020年 1月31日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモご請求額 16,287円
(合計) 16,287円
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報
金融機関名: [REDACTED]
口座番号: [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 10,072円
[REDACTED] 6,215円

*** ドコモからのお知らせ ***

お知らせは次ページに続きます。

前月ご請求金額	13,657円 (税込)
カケホ/ライトプラン (2019年12月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。
ポイントのお知らせ	dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2020年 1月16日発行)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)
[REDACTED]

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)
近藤 強 様

2019年 12月ご請求分	
2020年 1月 6日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	13,657円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 1月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

お 知 ら せ

ユニバーサルサービス制度の番号単価の改定に伴い、2020年1月ご利用分からユニバーサルサービス料を1電話番号当たり月額3円(税抜)から2円(税抜)に改定いたします。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】				
◇基本使用料等 (計)				
7,900	7,900	基本使用料		合 算
◇通話料・通信料 (計)				
6	6	Xi・SMS通信料		合 算
◇パケット定額料等 (計)				
2,768	9,500	パケット定額料 (シェア)		合 算
	-1,200	パケット定額料 (ドコモ光セット割)		合 算
	-1,000	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)		合 算
	-4,532	シェアバック分割請求子回線ご負担額		合 算
	0	バック定額通信料		合 算
◇その他ご利用料金等 (計)				
3,833	1,350	付加機能使用料等		合 算
	0	ドコモWi-Fi利用料		合 算
	2,430	電報料		個 別
	50	請求書発行手数料		合 算
	3	ユニバーサルサービス料		合 算
◇決済サービス代金等 (計)				
330	330	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)		内 税
◇消費税等相当額 (計)				
1,450	1,450	消費税等相当額 (合計)		
	(1,207)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	合算表示の料金合計×10%	
	(243)	(内訳) 消費税等相当額 (個別分)	個別表示の1件毎の金額×10%	
◇合計	16,287	16,287	合計 (2回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>				
[REDACTED]			ご利用期間 (12/1~12/31)	
◇基本使用料等 (計)				
2,700	2,700	カケホーダイプラン (スマホ/タブ)		合 算
◇通話料・通信料 (計)				
6	6	Xi・SMS通信料	12月ご利用分	合 算
◇パケット定額料等 (計)				
2,768	9,500	シェアバック10 (小容量) 定額料		合 算
	-1,200	ドコモ光セット割	光契約ID: [REDACTED]	合 算
	-1,000	ずっとドコモ割プラス (料金割引)		合 算
	-4,532	シェアバック分割請求子回線ご負担額		合 算
		シェアバック分割請求対象額 (シェアグループ合計)	8,300円/3回線	
		※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む		
		当回線におけるシェアバック分割請求ご負担額	2,768円	

NTTドコモからのお知らせ

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2020年 1月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計) 3.9G (通信速度制限含む)	合算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 0.3G (通信速度制限含む)	合算
◇その他ご利用料金等 (計) 3,383	300	spモード利用料	合算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	-380	あんしんパックモバイル割引	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
	△ 2,430	電報料 (115) 12月ご利用分 通話毎に消費税相当額を算出。	個別
	50	請求書発行手数料 1月請求分	合算
◇決済サービス代金等 (計) 330	3	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり3円のご請求となります	合算
◇消費税等相当額 (計) 885	330	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分) 1月請求分	内税
	885	消費税等相当額 (合計)	
	(642)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分) 合算表示の料金合計×10%	
	(△ 243)	(内訳) 消費税等相当額 (個別分) 個別表示の1件毎の金額×10%	
◇合計 10,072	10,072	合計	
	7,399		
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、12月末で 23年11か月となりました。	
		○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は12月末で 1か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ	
		12月ご利用分に対する獲得ポイントは、 60です。	
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 6,427円です。)	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		12月末のステージは、 プラチナステージです。	
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	
		○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号 (2019年12月31日現在)	
		[Redacted]	
		ご利用期間 (12/1~12/31)	
◇基本使用料等 (計) 5,200	5,200	戸建・タイプA/西	合算
	0	(参考) plala利用	合算
◇その他ご利用料金等 (計) 450	500	ネットトータルサポート利用料	合算
	-50	あんしんパックプラス割引	合算
◇消費税等相当額 (計) 565	565	消費税等相当額 (合計)	
		合算表示の料金合計×10%	
◇合計 6,215	6,215	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、12月末で 3年10か月となりました。	
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は12月末で 1年10か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ	
		12月ご利用分に対する獲得ポイントは、 50です。	
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 5,650円です。)	

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

郵便区内特別

近藤 強 様



0046444#



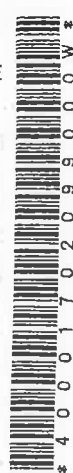
NTTファイナンス

00404008

8T1EFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2020年 2月13日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒730 広島市中区西十日市町10-15
-0806 NTT十日市ビル
社用コード 8T1-EFE-J-07-23F-001997-60(26)
(000000) 00002



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2020年 2月ご請求分	13,626円	2020年 3月 2日(月) /

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 13,626円
(合計) 13,626円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報

金融機関名: [REDACTED]

口座番号: [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 7,411円
[REDACTED] 6,215円

*** ドコモからのお知らせ ***

お知らせは次ページに続きます。

前月ご請求金額 16,287円 (税込)

カケホ/ライトプラン (2020年 1月末現在) 電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。

ポイントのお知らせ

dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。普段よく利用されているあのお店やあの手続きでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2020年 2月13日発行)

2020年 1月ご請求分	
2020年 1月 31日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	16,287円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

近藤 強 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 2月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	952	300	
		200	合 算
		380	合 算
		400	合 算
		-380	合 算
		300	合 算
		-300	合 算
		50	合 算
		2	合 算
◇決済サービス代金等 (計)	330	330	合 算
◇消費税等相当額 (計)	643	643	合 算
◇合計	7,411	7,411	合 算
		合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、1月末で 24年となりました。	
		○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は1月末で 2か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ	
		1月ご利用分に対する獲得ポイントは、 60です。	
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 6,438円です。)	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		1月末のステージは、 プラチナステージです。	
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	
		○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。 (2020年1月31日現在)	
		[REDACTED]	
		ご利用期間 (1/1~1/31)	
◇基本使用料等 (計)	5,200	5,200	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	450	500	合 算
◇消費税等相当額 (計)	565	-50	合 算
◇合計	6,215	6,215	合 算
		合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、1月末で 3年11か月となりました。	
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は1月末で 1年11か月となりました。	
		契約継続を希望されない場合、翌々月末までに お申出をお願いいたします。	
		○ポイントのお知らせ	
		1月ご利用分に対する獲得ポイントは、 50です。	
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 5,650円です。)	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		1月末のステージは、 プラチナステージです。	
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

郵便区内特別

近藤 強 様



0027274#



020032203014877083

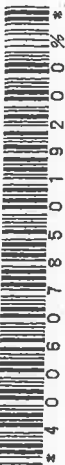
NTTファイナンス

00224085

BT1EFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2020年 3月14日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【選付先】
〒730 広島市中区西十日市町10-15
-0806 NTT十日市ビル
社用コード 8T1-EFE-J-07-23F-001081-60(26)
(000000) 00002



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 4 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2020年 3月ご請求分	16,299円	2020年 3月31日(火) /

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 16,299円
(合計) 16,299円
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報

金融機関名: [REDACTED]

口座番号: [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 10,084円
[REDACTED] 6,215円

*** ドコモからのお知らせ ***

お知らせは次ページに続きます。

前月ご請求金額

13,626円(税込)

カケホ/ライトプラン
(2020年 2月末現在)

電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。

ポイントのお知らせ

dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。
普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・
つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、
ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2020年 3月14日発行)

2020年 2月ご請求分	
2020年 3月 2日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	13,626円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

近藤 強 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2020年 3月ご請求分

お知らせ

ユニバーサルサービス制度の番号単価の改定に伴い、2020年1月ご利用分からユニバーサルサービス料を1電話番号当たり月額3円(税抜)から2円(税抜)に改定いたしました。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】				
◇基本使用料等 (計)	7,900	7,900	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計)	18	18	Xi・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等 (計)	2,768	9,500	パケット定額料 (シェア)	合 算
		-1,200	パケット定額料 (ドコモ光セット割)	合 算
		-1,000	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合 算
		-4,532	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合 算
		0	パック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	3,832	1,350	付加機能使用料等	合 算
		0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
		2,430	電報料	個 別
		50	請求書発行手数料	合 算
		2	ユニバーサルサービス料	合 算
◇決済サービス代金等 (計)	330	330	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	内 税
◇消費税等相当額 (計)	1,451	1,451	消費税等相当額 (合計)	
	(1,208)	(1,208)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	合算表示の料金合計×10%
	(243)	(243)	(内訳) 消費税等相当額 (個別分)	個別表示の1件毎の金額×10%
◇合計	16,299	16,299	合計 (2回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>				
◇基本使用料等 (計)	2,700	2,700	ご利用期間 (2/1~2/29) カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	合 算
◇通話料・通信料 (計)	18	18	Xi・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等 (計)	2,768	9,500	シェアパック10 (小容量) 定額料	合 算
		-1,200	ドコモ光セット割	合 算
		-1,000	ずっとドコモ割プラス (料金割引)	合 算
		-4,532	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合 算
			シェアパック分割請求対象額 (シェアグループ合計) 8,300円/3回線	
			※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む	
			当回線におけるシェアパック分割請求ご負担額 2,768円	

NTTドコモからのお知らせ

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。

●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2020年 3月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計)	3. 4G (通信速度制限含む)
	0	(参考) 当月ご利用データ量	0. 2G (通信速度制限含む)
◇その他ご利用料金等 (計)	3,382		
	300	SDモード利用料	合算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (SDモード)	合算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
	△ 2,430	電報料 (115)	個別
			2月ご利用分
			通話毎に消費税相当額を算出。
	50	請求書発行手数料	3月請求分
◇決済サービス代金等 (計)	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
	330	SDモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	3月請求分
◇消費税等相当額 (計)	886		
	886	消費税等相当額 (合計)	
	(643)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	合算表示の料金合計×10%
	(△ 243)	(内訳) 消費税等相当額 (個別分)	個別表示の1件毎の金額×10%
◇合計	10,084	合計	
	7411		
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、2月末で	24年1か月となりました。
		○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は2月末で	3か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		2月ご利用分に対する獲得ポイントは、	60です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	6,438円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		2月末のステージは、	プラチナステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	
		○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号	(2020年2月29日現在)
◇基本使用料等 (計)	5,200	ご利用期間 (2/1~2/29)	
	5,200	戸建・タイプA/西	
◇その他ご利用料金等 (計)	450	(参考) plala利用	合算
	500	ネットトータルサポート利用料	合算
◇消費税等相当額 (計)	565	あんしんバックプラス割引	合算
	565	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	6,215	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、2月末で	4年となりました。
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は2月末で	1年12か月となり満了となりました
		○ポイントのお知らせ	
		2月ご利用分に対する獲得ポイントは、	50です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	5,650円です。)

令和 2年 4月 30日

高知市議会 市民クラブ
 団長 近藤 強 様

会派名 市民クラブ

議員名 岡崎 豊



第4 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	45,823
第4 四半期政務活動費	250,000
利 息	0
合 計	295,823

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	8,275
研 修 費	221,620
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	
会 議 費	
資 料 作 成 費	
資 料 購 入 費	46,509
広 報 広 聴 費	32,340
人 件 費	
事 務 諸 費	43,717
合 計	352,461

3 収支差引額 (繰越額)

金

-56,638 円

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	1月 10日(金) ~ 1月 27日(月)	
	支出先	モリミツ石油株式会社 <small>他</small>	
	目的・内容・結果等	市役所内外における政務調査活動を行った。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代 (8,140円×3/8の金額)	3,052円
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報聴費		
	人件費		
	事務諸費		
	合計		
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>2</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。



納品書 (領収書)

高知石油株式会社
青柳
高知県高知市若松町12-9
TEL: 088-883-8275 SS-034041

2020年01月27日 06:32 伝票No. 0005
通番 2695

市氏クラブ 様 *

61-03404-000007-001
売上 現金フリ-

11200
レギュラーガソリン P12 ¥4160
数量 27.01(L)
単価 @154

合計 ¥4,160
(内消費税 @53.8 ¥1453)
(内消費税10%対象 ¥4160) ¥378)
約換 1万:5840 5千:840
担当: 2

6826-6826 02 2020/01/27
上記にて領収書に替えさせて頂きます

毎度ありがとうございます

★スタンプサービス実施中!★
毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

給油 2020年01月10日(金)09:14
010000

市氏クラブ 様
4-現金指定 9515-6 1

*レギュラー N08 26.71L/リ ①149.00 ¥3,980
(内消費税 ②53.80 ¥1,437)

小計 ¥3,980

合計 ¥3,980
(内消費税等 ¥362)
お支払い ¥10,000
お釣り ¥6,020

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL: (088)844-1339

2020/01/10 8002 No: 1745
SC: 8952186-1

2160 x 3 = 3052

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月 日	2月 3日(月) ~ 2月 26日(水)	
	支出先	モリミツ石油株式会社	
	目的・内容・結果等	市役所内外における政務調査活動を行った。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代 (6,939円×3/8の金額)	2,602円
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		4	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

納品書 (領収書)

モリミツ石油株式会社
 朝倉給油所
 高知県高知市 朝町2丁目12-14
 TEL: 088-844-1339

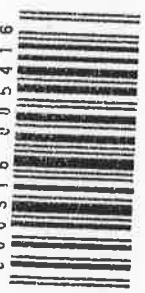
2020/02/03(月)09:48 2020/02/03

販売店 朝倉給油所様
 朝倉給油所様

売上 1106 020000
 レギュラーガソリン ¥459
 3.08L @149 L-4 N-11
 (内消費税) @53.8 ¥166

合計 ¥459
 (内消費税等) ¥166
 ※上記にて領収書とさせていただきます
 No.1195 担当:朝倉 s 01
 釣銭シートNo. 0316

おつり引換券
 2020/02/03(月)09:48 2020/02/03
 釣銭金額 ¥541
 釣銭シートNo. 0316

0 000316 005416




モリミツ石油株式会社
 内の谷 高知県高知市
 春野町内ノ谷795-6
 TEL:0888-42-8272 SS:24207-24795

領収書

2020/02/05(水) 10:02
 伝票No. 3962
 取引通番 2925

Ponta CARD
 Ponta CARD 様
 24207

020000 4453
 レギュラーガソリン P10 ¥480
 数量 3.16L
 単価 @152
 (内消費税) @53.8 ¥174

合計 ¥480
 (内消費税) ¥174
 お預り ¥520
 利用可能ポイント 1012P
 今回ポイント 9P

係員: 4:0000000-0:00000000
 処理日付: 2020/02/05 4453-4454
 100取引
 上記にて領収書に替えさせていただきます
 今回ポイントが反映されるまで、
 お時間をいただく場合がございます。

おつり引換券
 2020/02/05(水) 10:02 伝票No. 3962
 釣銭金額 ¥520
 処理日付: 2020/02/05 釣銭番号 2925
 2 8029250




モリミツ石油株式会社
 内の谷 高知県高知市
 春野町内ノ谷795-6
 TEL:0888-42-8272 SS:24207-24795

領収書

2020/02/26(水) 12:53
 伝票No. 4098
 取引通番 0564

現金
 530-24795-0000-0006 *
 現金フリ
 朝倉給油所様
 24207

012000 6300
 レギュラーガソリン P16 ¥3000
 数量 19.61L
 単価 @153
 (内消費税) @53.8 ¥1055

合計 ¥3,000
 (内消費税) ¥273
 お預り ¥3,000
 お釣 ¥0
 係員: 4:0000000-0:00000000
 処理日付: 2020/02/26 6300-6300
 100取引
 上記にて領収書に替えさせていただきます

2929 x 3/8 = 1.477
 6.939 x 3/8 = 2.602

納品書 (領収書)

モリミツ石油株式会社
朝倉給油所
高知県高知市朝倉西町2丁目12-14
TEL: 088-844-1339

2020/02/18(火) 17:40 2020/02/18

市昆フラッグ様
緑ヶ丘コート

3320 020000
レギュラーガソリン ¥3000
20.14L, J @149 L-4 N-11
(内消費税) ¥53.8 ¥1084

合計 ¥3,000
(内消費税等 ¥273)
※上記にて領収書とさせていただきます

No. 3482 担当: 朝倉 s s 01

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	3月 14日(土) ~ 3月 28日(土)	
	支出先	モリミツ石油株式会社	
	目的・内容・結果等	市役所内外における政務調査活動を行った。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代 (6,991円×3/8の金額)	2,621円
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報費		
	人件費		
	事務諸費		
		合計	2,621円
	領収証書及び支払証明書添付枚数 2 枚		
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

納品書 (領収書)

モリミツ石油株式会社
 朝倉給油所
 高知県高知市朝倉西町2丁目12-14
 TEL:088-844-1339
 2020/03/14(土)13:13 2020/03/14

現金フリー
 10-03-00011-0000 39014 様
 売上 現金 (自SS)

6022 020000
 レギュラーガソリン ¥3841
 26.49L,コ @145 L-3 N-8
 (内消費税 @53.8 ¥1425)

合計 ¥3,841
 (内消費税等 ¥349)
 ※上記にて領収書とさせていただきます

No.6401 担当:朝倉 s s 01
 釣銭シートNo.2871

おつり引換券

2020/03/14(土)13:13 2020/03/14

釣銭金額 ¥6,159

釣銭シートNo.2871

0 002871 061593



納品書 (領収書)

モリミツ石油株式会社
 朝倉給油所
 高知県高知市朝倉西町2丁目12-14
 TEL:088-844-1339
 2020/03/28(土)12:43 2020/03/28

売上
 株式会社 様
 緑水テカド

7446 020000
 レギュラーガソリン ¥3150
 22.34L,コ @141 L-1 N-2
 (内消費税 @53.8 ¥1202)

合計 ¥3,150
 (内消費税等 ¥286)
 ※上記にて領収書とさせていただきます

No.7881 担当:朝倉 s s 01
 釣銭シートNo.3639

おつり引換券

2020/03/28(土)12:43 2020/03/28

釣銭金額 ¥850

釣銭シートNo.3639

0 003639 008508



6.991 x 3/8 = 2.621

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活 動 内 容 等	期 間 又 は 月 日	1月 27日 (月) ~ 月 日 ()	
	支 出 先	岡崎 豊・(株) 地方議会総合研究所	
目 的 ・ 内 容 ・ 結 果 等	令和2年1月27日 (月) 午前10時より午後5時まで 会場：アットビジネスセンター池袋駅前別館 東京都豊島区東池袋1-6-4 講師：筑波教授 小澤 温 氏 障がい者福祉の今日的な課題とこれから 地方自治体に必要な取り組みを考える ※行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。		
支 出 金 額 等	項 目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金 額(円)
	調 査 研 究 費		
	研 修 費	旅費 (65,570円)・受講代 (25,000円) 振込み手数料 (440円)	91,010円
	要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
	会 議 費		
	資 料 作 成 費		
	資 料 購 入 費		
	広 報 会 聴 費		
	人 件 費		
	事 務 諸 費		
		合 計	91,010円
領収証書及び支払証明書添付枚数		5枚	
備 考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

議員・職員のための

障がい福祉の今日的な課題とこれから 地方自治体に必要な取り組みを考える

2020年 令和2年

1/27 (月)

10:00~17:00

in 東京



講師 小澤 温

【筑波大学教授】

東京大学大学院;医学系研究科;博士課程修了その後、大阪市立大学;生活科学部;助教授、東洋大学社会学部およびライオンサイエンス学部;教授を経て、2011年より筑波大学;人間系;教授。専門は「障害福祉学(特に、障がい児・知的障がい、精神障がい)」。著書に「そうだったのか!仕組みがわかる。使える!障害者福祉」第3法規出版、「事例で学ぶ。障がいのある人の意思決定支援」現代人文社、「障害者福祉の世界」(第5版)有斐閣、「よくわかる障害者福祉」(第6版)ミネルヴァ書房、「概説」障害者権利条約」法律文化社など多数。

1. 障がい児支援の課題と展開

- (1)障がい児支援サービスの現状と課題
- (2)障がい児、医療的ケア児に対する保健、医療、教育、福祉の連携

2. 発達障害者の現状と支援の課題

- (1)発達障害者支援法による展開 (2)発達障害者支援の生活段階に対応した課題・就学前、学齢期(小学校、中学校、高等学校など)、卒後の就労期の各期に応じた支援における現状と課題

3. 精神障害者の現状と課題

- (1)入所施設、精神科病院から地域生活への移行に向けての課題
- (2)精神障害者の地域包括支援システムを通してまちづくりを考える

4. 生活困窮者と障害者福祉

- (1)生活困窮者自立支援法と障害者問題 (2)地域の中で自立していくための支援についての検討

5. 障害者の高齢化の現状と課題

- (1)介護保険制度と障害福祉制度との関係について (2)共生型サービスの今後の展開
- (3)「親なき後」の対策について

6. 第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の策定に向けて考えること

- (1)第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の中間的な評価について
- (2)第6期障害福祉計画の策定と障害児支援の課題、障害者の高齢化による課題の解決に向けての対策

7. まとめ

*今後に向けて地方自治体として必要な取り組みについて



旅 費 明 細 書

月 日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃			船 賃	航空賃	車 賃			食卓料	計	
					営業換算	運賃	急行料			計	定額	実費額			日数
1 27	高知駅前 (6:15)	羽田空港	池袋 (9:55)		12.0	340			(特割) 29,790		1,380			32,010	
	池袋 (17:13)				15.4	270			500	3,000		500			
	支 度 料		円	合 計	27.4	610	0	0	59,580	0	2,380	1	3,000	0	65,570
	旅行雑費		円												(支給額) 円

(注) 括弧内には、在勤地の出発(予定)時刻を記載すること。
 ※ 高知駅前～高知龍馬空港間は空港連絡バス往復利用。

領収証

No.

高知市議会市民クラブ
岡崎 豊 様

2020年1月27日

金額 **¥25,000**

内	
消費税等	
現金	

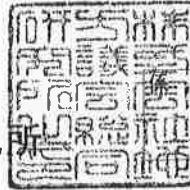
但 1月27日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究



(四銀)キャッシュサービス
ご利用明細票
毎度ご利用いただきありがとうございます。
ただいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。

お取引日	取振店番	02-01-14	0105	00P2	3532	
銀行番号	支店番号	[Redacted]				
取引区分	お取引金額	お支払 ¥25,000				
お取引後の残高						
お支払可能残高						
1万円札	5千円札	2千円札	千円札	500円	100円	50円
10円	5円	1円	千円札	おつり	¥440	

お受取人
[Redacted]
カ) 子ホウキ"カイソウゴ"ウケンキユウシ"日 様
ご依頼人
オカサ"キ ユタカ 様
088-840-7763 11:12

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 1,320 円也												
内 容	口座振込に係る手数料												
支 払 先	四国銀行												
支 払 年 月 日	2020年1月14日、1月29日 (2回)												
理 由	<p><input type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (下記のとおり)</p> <p>ATM利用による口座繰込に係る手数料については、利用明細書のみで、領収書が発行されないため。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>支払日</td> <td>1月14日</td> <td>440円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1月29日</td> <td>440円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1月29日</td> <td>440円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>1,320円</td> </tr> </table> <p>※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。</p>	支払日	1月14日	440円		1月29日	440円		1月29日	440円	合 計		1,320円
支払日	1月14日	440円											
	1月29日	440円											
	1月29日	440円											
合 計		1,320円											
<p>上記のとおり支払いましたので証明願います。</p> <p>会 派 名 市民クラブ</p> <p>代表者氏名 近藤 強 様</p> <p>2020年 4 月 30 日</p> <p style="text-align: right;">依頼者氏名 岡崎 豊 印</p>													
<p>上記のとおり支払ったことを証明します。</p> <p>2020年 4 月 30 日</p> <p style="text-align: right;">会 派 名 市民クラブ</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 近藤 強 印</p>													

(有田)

お母さん - お父さん
子

お母さんのお父さんのお母さん
お父さん

1. 障がい児支援について

→ 児童福祉法全文 47条 1項

1 著工児童福祉法

1875年制定の児童福祉法 児童福祉法とは児童福祉法とは児童福祉法

(小澤温)

小澤 温 (筑波大学)

谷田川 2-2-8

茨城県 11-2-2-8

筑波大学 2-2-8

筑波大学 2-2-8

NT. 2-2-8

NT. 2-2-8

NT. 2-2-8

NT. 2-2-8

NT. 2-2-8

NT. 2-2-8

講義の内容

障害児の権利擁護問題の
実践的対応

(1) 障害児に関する相談支援の課題

(2) 障害者総合支援法改正と児童福祉法改正による障害児支援サービスの概要

(3) 第1期障害児福祉計画の概要

(4) 近年の幼児教育無償化施策と障害児支援

インクルーシブ

特別支援教育の推進

発達障害児の支援

1992年以降

相談支援事業のこれまでの歩み

- 市町村障害者生活支援事業(2002年度まで国の補助事業)
- 障害児(者)地域療育等支援事業(2002年度まで国の補助事業)
平成14年2月8日
- 精神障害者地域生活支援センター(2005年度まで国の補助事業)
- 支援費制度導入時、障害者自立支援法立ち上げの重要な時期に、国庫補助事業としての相談支援事業整備基盤が消滅したこと
- 地域生活支援事業では、市町村がどのくらい「相談支援事業」の重要性を理解できるか(法的には義務化。問題は質。)
- 障害者総合支援法の重要な柱としての相談支援、基幹型相談支援センター
- 障害者総合支援法見直しにおける相談支援、支給決定のあり方

分限の相談支援
専門性が保たれるように、一元化はしない。

相談支援の重要性：制度の谷間としての障害 児の問題

（大規模なSAR活動 - 2011 - 2012年）
学術的見地 - 社会福祉の課題
障害児の支援体制

ライフステージの連続性と分断（年齢で区分された制度とステージ
とステージとの谷間）

乳幼児と後の分断の課題、児童福祉法改正の課題

障害のある子ども、気になる子ども、個性的な子ども、の連続性と
制度の分断（法上の分断）

（法上の分断）

（法外上の分断 - 児童福祉法改正の課題）

個別支援と家族支援の分断

（法上の分断）

（法外上の分断 - 児童福祉法改正の課題）

入所施設内支援と地域支援の分断

（法上の分断）

（法外上の分断）

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	2月 6日(木) ~ 2月 7日(金)	
	支出先	岡崎 豊・(株)地方議会総合研究所・(社団)日本経営協会、他1社	
目的・内容・結果等	令和2年2月6日(木) 午前10時より午後5時まで 会場：アットビジネスセンター池袋駅前別館 東京都豊島区東池袋1-6-4 講師：東京大学法学部教授 金井 利之氏 「2040構想」と今後の自治のかたち 令和時代の議会論 令和2年2月7日(金) 午前10時より午後4時まで 会場：大阪科学技術センタービル内 大阪市西区靱本町1-8-4 講師：三重県地方自治研究センター上席研究員 高沖 秀宣氏 地方議会の情報発信と住民参画のポイント ※行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。		
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費	旅費(84,930円) / 受講料(44,800円) 振込み手数料(880円)	130,610円
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報・聴取費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		5	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

議員・職員のための

2040年構想と議会のあり方 特別講座

in 東京



講師 金井 利之【東京大学法学部教授】

東京大学法学部卒業。東京都立大学法学部助教授、東京大学大学院法学政治学研究科助教授を経て2006年より同教授。現在に至る。現在、自治体学会理事長や国・自治体・自治関係団体の研修講師・試験委員・審議会委員・研究会委員などに多数就任。主な著書として「自治体議会の取扱説明書」、「縮減社会の合意形成」、「行政学講義」等多数。また「ガバナンス」に連載中。

2/6(木) 10:00~13:00

「2040構想」と今後の自治のかたち

1. 過疎の戦後史
2. 「地方消滅」と「まち・ひと・しごと創生」
3. 人口減少の影響
4. 散居か集住か
5. 多民族社会
6. 情報技術への願望
7. 府県制のあり方
8. 圏域ガバナンス

2/6(木) 14:00~17:00

令和時代の議会論

1. 二元代表制論とはなにか
2. 二元代表制論の問題点
3. 討議広場代表制
4. 議会のための職員
5. 議会のための予算審議
6. 議会のための条例審議
7. 議会のための計画策定

お申込みはホームページからお願いいたします。

議会総研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.gikaisoken.jp>

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

参加される方はチェックボックスに
 をお願いいたします。

フリガナ	オカザキ ユタカ
お名前	岡崎 豊
貴議会名	高知市議会
領収書 お宛名	市民クラブ 岡崎 豊
	(〒780-8571)
住所	高知市本町5丁目1-45 高知市議会 市民クラブ
TEL	(088) 822 - 9402
FAX	(088) 802 - 3054
E-mail	yutaka.okazaki@city.kochi.kochi.jp

2月6日(木)10:00~13:00 in 東京
「2040構想」と今後の自治のかたち

2月6日(木)14:00~17:00 in 東京
令和時代の議会論

宜しくお祈りです。

1/16

受講料は受講確認書到着後、事前にお振込をお願いいたします。★キャンセルは5日前までにメール又はFAXにてご連絡下さい。
お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。受講確認書をご覧いただき、
事前に口座にお振込をお願いいたします。※ホームページでのお申込みの方がスムーズにご対応できます。



会場—アットビジネスセンター池袋駅前別館
803号室

受講料
各講座 15,000円(税込)
2講座受講 25,000円(税込)
(連続した講座に限る)

開催場所 アットビジネスセンター池袋駅前別館
JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線
地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線
池袋駅東口地下鉄32番出口 徒歩10秒

お問い合わせ・事務局 ※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧下さい。

2020年1月17日

高知市議会
岡崎 豊 様

受講セミナー確認書

(株)地方議会総合研究所
代表取締役 廣瀬 和彦

(株)地方議会総合研究所主催セミナーへのお申込みありがとうございました。
以下の内容で申込みを受け付けました。
内容に誤りがないかをご確認ください。
誤りや申込み内容に変更がありましたら、弊社あてにFAX又はE-mailにて
修正・変更内容のご連絡をしてください。

【申込みセミナー】

東京セミナー 2月6日(木) 「2040構想」と今後の自治のかたち
東京セミナー 2月6日(木) 令和時代の議会論

合計受講料 25,000円(お一人様・2講座)

お申込者姓名：岡崎 豊 様
貴議会名：高知市議会

〈四銀〉キャッシュサービス
ご利用明細票
毎度ご利用いただきありがとうございます。
なだいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。

お取引日	取振店番																										
02-01-29	0081 00PO 9583																										
お取引区分	お取引金額																										
お支払	¥25,000																										
お取引後の残高																											
お支払可能残高																											
<table border="1"> <tr> <td>12月</td><td>11月</td><td>10月</td><td>9月</td><td>8月</td><td>7月</td><td>6月</td><td>5月</td><td>4月</td><td>3月</td><td>2月</td><td>1月</td><td>合計</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>¥440</td> </tr> </table>		12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	合計													¥440
12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月	合計															
												¥440															
お受取人 みずほ銀行 麴町支店 普通1314699 カ)チホウキカイソウゴウケンキュウシヨ様 ご依頼人 オカサキ ユタカ様																											

14:56

市議会 市民クラブ

chi.kochi.jp

【に係る注意事項】

【でに次の口座にお振込ください。なお、

す。

コウジマチ)支店

14699
合研究所(カ)チホウキカイソウゴウ

合はお申し込みがキャンセルとなる場合

領収証

No. _____

市民クラブ 岡崎 豊 様

2020年2月6日

金額

¥25,000

内

消費税等

現金

但 2月6日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研



係

2040年構想と議会のあり方 特別講座

in 東京



講師 金井 利之 【東京大学法学部教授】

東京大学法学部卒業。東京都立大学法学部助教授、東京大学大学院法学政治学研究科助教授を経て2006年より同教授。現在に至る。現在、自治体学会理事長や国・自治体・自治関係団体の研修講師・試験委員・審議会委員・研究会委員などに多数就任。主な著書として「自治体議会の取扱説明書」、「縮減社会の合意形成」「行政学講義」等多数。また「ガバナンス」に連載中。

2/6(木) 10:00~13:00

「2040構想」と今後の自治のかたち

1. 過疎の戦後史
2. 「地方消滅」と「まち・ひと・しごと創生」
3. 人口減少の影響
4. 散居か集住か
5. 多民族社会
6. 情報技術への願望
7. 府県制のあり方
8. 圏域ガバナンス

2/6(木) 14:00~17:00

令和時代の議会論

1. 二元代表制論とはなにか
2. 二元代表制論の問題点
3. 討議広場代表制
4. 議会のための職員
5. 議会のための予算審議
6. 議会のための条例審議
7. 議会のための計画策定

2020年2月6日(木)

10:00~13:00

会場：アットビジネスセンター池袋駅前別館

議員・職員のための

2040 構想と議会のあり方特別講座 in 東京

東京大学法学部
教授 金井利之

「2040 構想」と今後の自治のかたち

1. 過疎の戦後史

(1) 農業社会

① 江戸体制

江戸体制の人口 3000 万人社会という定常状態

=人口増加は直ちに飢饉を意味する、マルサスの厳しい社会

エコロジカル、地方分権・地域間多様性などという綺麗事だけでは済まない

② 近代体制

人口 3000 万人から 1 億人まで増加する膨張状態

マルサスの限界に直面

→蝦夷地・琉球併合、台湾・朝鮮・満洲等侵略、ハワイ・アメリカ・ブラジル・南洋
移民など対外膨張主義(本土収容力一定ならば、侵略・植民・移出民しかない)

同時に近代化=産業化も進めた 例)筑豊・空知などは人口収容が可能

(2) 都市社会

① 現代(戦後)体制

四島プラス α に限定されながら、人口 1 億 2500 万人収容が可能だった

江戸体制と戦後体制では経済原理が異なる

農業生産が人口収容限界を規定しない

農業生産可能性(石高)があっても人口収容できず、石高がなくても人口収容可能

=産業(商工業)社会、鉱工業立地が人口を規定する 例)産炭地・鉱山など

地方圏=農村圏の過疎の発生 1960年代からの民族大移動(過疎過密)

仮に地方圏に人口収容するためには、地方圏を産業化するしかない

② 新世紀体制(グローバル?ネオリベ?デジタル・情報経済?)

人口収容力(空間的配置力)は不明、必ずしも鉱工業立地が人口収容を意味しない

例)産炭地の衰退は 1960 年代には開始していた

エネルギー革命: 2つの産炭地=薪炭+石炭生産地の人口収容力の剥奪

前者は農業社会の崩壊、後者は産業社会での優勝劣敗

(後者は一種の「ラストベルト(rust belt、鉄錆地帯)」=敗北した鉱工業都市)

情報産業、金融産業、GAF A 的プラットフォーム?

コソノリス、FIFA 関係

① 農業-石高-工業の収容力

② 産業-人口-自治のかたち

Handwritten notes and diagrams in Japanese, including phrases like "人口増加は直ちに飢饉を意味する", "マルサスの限界に直面", "農業生産が人口収容限界を規定しない", "産炭地の衰退は 1960 年代には開始していた", "エネルギー革命", "ラストベルト(rust belt)", and "情報産業、金融産業、GAF A 的プラットフォーム?". There are also arrows and circles connecting different parts of the text.

2. 「地方消滅」と「まち・ひと・しごと創生」

(1) 「地方創生」の(悪)意義

①内容

日本全体が人口減少基調に転換=2000年代、しかし、地方圏は1970年代から過疎本来、「地方消滅」ではなく「日本消滅」を警鐘すべき(3000年代に日本人口零化)ところが、「地方消滅」として、あたかも、地方圏自治体の人口問題のように印象操作

②効果

- ・本来の日本全体の少子化問題への取組を遅らせる(大都市圏にとって他人事)
 - ・1970年代以来の過疎問題+地域振興の枠組で解決策を模索させる
- 人口増加=過疎過密問題は、地域間の人口移動で論理的には解決可能ともあれ、**「しごと」**をつくらなければ「ひと」を集めて「まち」にならないという産業社会の思考に呪縛されたまま、前世紀的ピンぼけ政策

①政局派=政権幹部など

「地方創生」に込められた思惑
「地方創生」は政権与党に政局的に役立つ範囲でのみ活用、そうでなければ忘却
2014年9月の「地方創生国会」は、2015年4月の統一地方選挙を睨んだ政局アベノミクスで潤わない地方圏にも、配慮している姿勢が政局的には必要受けが良かったので、2014年12月の総選挙に活用→しばらく忘却
2019年4月統一地方選挙、7月参議選、衆院選に向け、復活の準備(基本方針2019)

②東京圏派=増田寛也氏など

②日本全体のためには東京圏の発展が必要、「選択と集中」=全てのまちは救えない
東京圏の繁栄のためには、①地方圏から若者吸収、②地方圏に老人押し付け、が必要

さもなければ、東京圏は大量の後期高齢者の介護難民・孤独死スラムになる

増田氏レポートの時間差作戦

第1次:「地方消滅」として、地方圏に脅しを掛ける→何でもいから人口が欲しい

第2次:人口を欲しがらる地方圏にCCRC(「生涯活躍のまち」)を推奨

③社会保障派=山崎史郎氏など

③日本の持続可能性・閉塞性の問題は人口減少・少子化

東京圏の超低出生率は対策不能→地方圏を中心に出生率回復を目指すしかない

地方消滅阻止というより日本全体の少子化対策 超長期の取組が不可欠(①と齟齬)

④地方振興派=小田切徳美氏など

1950年代より一貫した地域振興論、その垂流としての1980年代からの内発的発展論

1990年代から強化された地域間競争論=新自由主義的生存競争(「稼げる地域」論)

ムラムラ間の弱肉強食・格差、勝ち組 vs 負け組のなかで、いかに勝ち残るかに腐心

3. 人口減少の影響

(1) 規模

① 規模の経済

一般に、人口規模によって、自治体の能力や効率性は規定されると考えられている
(人口規模→交付税措置により財政規模に反映→財政があれば職員規模を確保できる)
ある程度の単位数が集まることによって、単位数当たりの効率性が高まる
行政供給側：職員数が多くなると、分業が可能になり、専門技能が高まる
行政需要側：人口数や対象者数(児童生徒数、事業所数など)←固定費用があるから

② 寄集(よせあつめ)化 *名目的に寄集も... 人口規模も... 寄集も...*
広域化・合併化などによって、規模を大きくするのが妥当であるという発想が根強い
さもなくば道府県化(近年の基礎自治体優先の発想からは道府県化は生じにくい)
過疎・人口減少のときには、規模を維持するためにも広域化・合併化
(いわゆる「2040 構想」=地制調中間報告(2019年7月)の圏域化・柔軟化も同じ発想)

②
②①④
寄集
合併
圏域

③ 濃度の差異

広域化などで規模が名目上維持できても、実際の行政サービス配分は一律ではない
1) 政策決定の権力問題 どの地域の勢力が、寄集团体の政策決定を支配するか
2) 遠距離(低密度)の問題 寄集团体の拠点(本庁など)からの距離は同一でない
この2つから、合併化・広域化などによる周辺部衰退問題
周辺部にとって2)は必ず起きる、1)は権力構造次第だが、一般に中心部の人口が多数

(2) 密度

① 低密度化による限界 *寄集による限界...*

広域化・合併化・圏域化・道府県化(柔軟化)によって名目的に人口規模・対象数が大きくなっても、必ずしも効率化するとは限らない 空間・移動距離の拡大
例)合併によって人口規模は大きくなるが、人口密度(人口/面積)は変わらない
従って、人口減少によって低密度化が進む場合には、合併は対策にならない

② 集積化・時間化 *寄集による限界... 寄集による限界...*

・集住化・集積化・拠点化によって、行政サービスにおける密度を維持する
例)いわゆる「コンパクトシティ」論、「小さな拠点」論
→行政的・政策的に、人間を空間移動させて集住することは、容易ではない
・交通通信網の整備：物理的な面積・距離は不変でも、移動・交信時間を短縮すれば、人口密度(人口/移動時間)を維持できる
道路整備による時間距離の短縮には限界、道路整備・啓開・除雪の費用も莫大
空路で対応できるのは限られ、費用も莫大 例)ドクターヘリ、ドローン輸送
電気通信 例)遠隔診療、通信教育、通信販売
→最後は現場対処者(自分/介助者/配送者など)が必要

4. 散居か集住か～ポスト「地方創生」の路線選択～

(1) 概況

「地方創生」が表面的に掲げた「東京一極集中是正」や「人口一億人維持」は、5年などの「腰掛」では実現できない

政局派から見れば、政権さえ維持できればどうでも良い

例) 取り敢えず東京五輪で気が紛れていれば、「地方創生」などどうでも良い

→東京五輪後の大不況に対する政局的対策は準備する必要 大阪万博では不充分

東京圏派から見れば事態は一向に改善せず→転進派＝外国人移民論へ *2040年の人口減少対策*
社会保障派から見れば若干の出生率の持ち直しはあるが、全く展望は描けない

地方圏派は、富裕層・インバウンド目当ての「成功事例」に便乗、いい気分に浸る

(2) 「地方創生」以後の分岐

① 転進派

現状は「地方創生」が忘却、地方圏への関心と支援は消滅

もともと、「地方創生」は、人口減少への一時的ショックを活用した選挙対策

この方向が強まるならば、外国人材＝移入民による「地方創生」を目指すしかない

(国際的UJターン移民による「地方創生」に繋げるしかない)

現実には<地方圏→東京圏>から<外国→東京圏>へ、<外国→地方圏>にならず

② 基調派 *2040年 基調派 27日*

総務省は、社人研・増田氏レポート以来の人口減少の基調に沿って「2040年構想」へ

*政権自ら言い出したことなので失敗を認めることはできないが、自然消滅を狙う
第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」(2019年)

但し、少子化・人口減少問題は消えない、救世主たる未来技術の到来を祈るだけ

③ 喚起派

2018年自民党総裁選 石破＝竹下「山陰参院連合」地方票獲得作戦

2019年4月統一地方選挙、6月参議院選挙に向けて、再度活用?

2019年6月、まち・ひと・しごと基本方針2019

*国の政官為政者が「地方創生」の記憶を呼び覚ますと、それはそれで厄介

国の失策の責任を、自治体が「自主的に設定させられた」KPIによって責任転嫁

④ 連帯派 *小池派 (基調派)*

社会保障派の仕掛けは、国政の地方圏への関心を喚起、社会保障再構築を狙う

「地方創生」自体は挫折、しかし 例) 地方法人税、例) 合区解消の院選挙制度改革

地方圏の政治的代表を確保しつつ、行政サービスの国民連帯を再構築する

但し、*移民3世＝都市圏生まれ世代の拡大とともに、国民地域間連帯の弱体化*
若者の「田園回帰」を地方振興派は喧伝するが、国民意識多様性 半断でしかない

(都会目線の田舎暮らしへの憧れ、東京圏で存在しない自分探し・居場所探し)

5. 多民族社会

(1) 総説

「特定技能1号2号」はこれまでの便法による外国人労働者の拡大の延長線上

正面から「外国人移民」としては認めない

「外国人移民」は「人」「外国人材」は「材」(モノ・機械・ロボット扱い)

モノ＝「外国人材」には、人間・家族・地域生活のための行政サービスが必要ない

(あくまで、「機械」として「稼働」するための整備・修理が必要なだけ)

という非人道的なご都合主義政策を延長

(2) 無責任体制

政権幹部：単に日本経済社会の持続可能性のための「移民ではない人材」という発想

経済産業省：企業の人手不足対策

人手不足になるのは労働条件が低いから

劣悪な労働条件のまま労働力を確保するため、労働供給を増やす＝外国人

法務省：入国管理という国境の出入口の開閉操作をすれば済む

入国後の外国人の国内地域生活に関して全く無関心(所管外)、無責任な導入

問題があるのは「不法外国人」として、許可取消・強制送還という発想

国内地域生活には対処すべき問題はない、というスタンス

内政所管省：出遅れ

総務省：「2040 構想」に向かい、完全に政権の方向性を見誤る

(3) 自治体の外国人住民政策？

今国会の改正入管法案が成立しなくても、これまでの「外国人材」導入政策によって、非人道的なご都合主義政策がなくなるわけではない

劣悪な外国人の生活を前提にすれば、新たな「特定技能」の拡大により、益々、地域の社会問題が量的に深刻化するだろう

自治体には、国に対して地域課題への対処のための財源措置などを求めるべき

(財政措置なき入管法改正は論外)

入国した以上、外国人を「人間」として認めて、正面から日本人と同じ処遇をする必要
普遍主義に立つ自治体行政サービスが不可欠

外国人・日本人を問わず、労働・生活条件を上げることしかない

(結果的には外国人材は大量流入できないため、日本人の雇用も守られる?)

外国人受入政策・多文化共生政策ではダメ

「外国人」「別文化」という「他者」を顕在化すると、差別・ヘイト・反感を助長

特に、国は「不法滞在」「不正受給」対策と称して、国民の排外感情を煽る

外国人労働者を入れておきながら差別する、というマッチポンプ

排外・民族派を活性化させる一部政党のポピュリスト戦術に繋がる

内外人住民一般に対する普遍的な政策に基づく個別困難への支援

6. 情報技術への願望

(1) 渴望

人口減少・労働力不足などの問題を、機械化＝情報化によって解消することへの期待

例) 介護ロボット：介護人材不足を補う、家族介護も容易に

例) 自動運転：高齢者免許返納による移動手段の欠如を補える

自動配達ができれば、買い物難民問題も、アマゾン・ウーバーの過剰配送サービスも解消される

例) ドローン：全てが空輸できれば、道路インフラの維持補修が必要なくなる

(2) 情報技術と分配問題

情報技術が開発されたとしても、それが、人々の公共ニーズに即応するとは限らない

所詮、技術は、資本主義市場経済のもとでは、カネ(を払う人間)の論理に服従

① 行政が財源をもって革新的技術を公共ニーズの下僕とすることができるか、

② 富裕層の贅沢サービスにするか

③ プラットフォーマーが貧困層からカネ金を巻き上げる貧困ビジネスの道具になるか
という問題が根本的 例) 未来の都市

現時点では、①の願望に対して、実態は②③で進んでいる

仮にこの趨勢が続けば、情報技術が破壊的に進展しても、上記の渴望は実現されない
人間生活やニーズを重視する社会にならない限り、技術に課題解決能力はない

(3) 情報技術と行政

情報技術の進展は、公共課題の解決に役立つとは限らないが、役に立たない技術は使わなくてよいか、というところではない

例) 郵便、電信、電話、ファックスが導入されれば、それを採用する他はない

電話の導入で政策課題が解決されることはないが、電話を引くしかない
携帯電話・スマホも同様

例) 手書き→活版印刷→和文タイプ→ワープロ→パソコン

例) インターネット、電子メール、ホームページ、スマホ……電子手続

例) 各種処理システム、データベース

基本的に官僚制は情報処理技術の進展を喜んで導入

情報処理技術は、手作業に比べて、圧倒的に正確・迅速・綺麗なので導入は不可避
但し、導入にかかる費用は極めて大きい

社会一般の趨勢に即応した導入なので、特段の能率化効果は見えない

(「当たり前」と受け止められるか、行政は遅いと批判されるか、のどちらか)
情報処理システムが停止すると、取り返しの着かないくらいの作業の混乱・遅延
脆弱・高コスト体質

7. 府県制のあり方

(1) 府県制論議の系譜

明治国家の基本は廃藩置県 幕藩体制＝分権体制を中央集権化する
その意味で、府県制とは中央集権の手段 例) 秦帝国と郡県制

府県制改革の3つの流れ

- ① 府県そのものを分権化する
例) 戦後改革＝府県知事の直接公選化・公吏化、府県の完全自治体化
例) 「受け皿論」を棚上げにした第1次分権改革＝関与の改革
- ② 府県は集権制の手段であるから廃止する
→ 分権型道州制論 または 単なる府県廃止＝一層制自治制度論・廃県置藩論
- ③ 明治以降近代化によって生活権が拡大したのであるから府県では狭い
→ 分権型道州制論
集権型道州制論＝戦前府県のような存在の「新たな道州」(地方庁)を設置

(2) 道州制論

府県制はずっと議論になってきたが、現実には①＝既存府県制を前提にする改革
既存府県制を廃止する道州制論または一層制論は実現しなかった
但し、今後の人口減少社会で、府県制廃止＝道州制が再燃する可能性はある

人口減少社会型道州論

- 一般に、合併すると、中心部は存続するが周辺部は衰退する、といわれる
しかし、因果関係が逆と考えられる
周辺部の衰退は資本主義市場経済の論理の必然
合併しないまま放置すると周辺部の衰退が目立つ
当然ながら、周辺衰退部自治体からの悲鳴が寄せられ、あるいは、周辺衰退部が完全
に放置＝無法状態化
→ 国は対応をせざるを得ないので、国としては面倒、こうした事態を回避した
そこで、周辺部を中心部に合併させ、中心部にすいたい周辺部の面倒を見させる責
任転嫁策をとる

これが、かつての平成台合併論であり、2040構想の圏域ガバナンス論

一部周辺部の衰退が極まって放置困難になるとき、道州制論が登場するだろう

例) 高知・秋田・島根県などが単独持続できなくなると、近県に押し付ける道州制

(3) 府県制の持続性

当面の構想では、人口減少社会においても、府県が存続困難になるとは想定されず
むしろ、単独でサービス提供困難で、かつ、圏域周辺市町村への負担転嫁も困難な辺地
町村の面倒を、府県が垂直補完することが考えられている

8. 圏域ガバナンス～低密度の自治体運営にむけて～

(1) 経済と行政と集落

① 行政の経済化

一部の「強い人間」が、「ポツンと一軒家」的に散居、多数は大都市圏(スラム)に集約
住み続けるためには、人々は経済的な勝者にならないといけないという、脅迫観念
そのためには、自治体も経済活動を目指す 地域振興

② 行政の撤退化

行政サービスが提供されれば、市場原理で成り立たないところにも、生活は維持できる
逆に言えば、行政サービスが撤退すれば、結果的には人々は住めない
例)ベーシック・インカム しごとによる稼得に居住地は拘束されない
とはいえ、どんな山奥にも住めるわけではない、財・サービスの配送可能性

(2) 21世紀の地方行政体制

① 新しい集落

行政が地域振興に囚われ過ぎると、経済敗者の支援という行政の本業を忘却しかねない
自治体、得に、市町村を経済の呪縛から解放する必要
→地域振興は集落・地域の企業体に委ねる、自治体は企業になれない!
(但し、集落企業体が経済的成功を収めるのは、ほんの一握りであると思われる)

② 新しい市町村

必要不可欠な行政サービスを維持させることに専念、戸籍など無駄な行政は拒否
市町村は、地域住民の「総合的代理人」として、必要サービスを要求・購入
集落の住民から近距離に散在するマン・ツー・マンのケアマネ化
市町村は自ら行政サービスの提供を行わない
現在の市町村では圏域が広すぎる(電気通信だけでは代理人たり得ない)、集落駐在

③ 新しい都道府県

地域住民に対する行政サービスを総合的に提供
地域住民のニーズを集約・代弁する新しい市町村の要望に応じて、現物給付を実行

おわりに

経済はそのときの技術などによって、地域的に不公平に作用する、予見不能
例)薪炭エネルギー＝山村で生産可能→石油エネルギー革命＝山村では無理
→再エネへのエネルギー革命?＝山村僻地でも生産可能?
例)徒歩・舟運・索道(道路不要)→鉄道→道路(道路が維持できなければ生活不能)
→ドローン(道路不要社会)?

経済の巨大な暴力のなかで、脆弱な人々の生活・消費を緩衝するのが行政＝財政の任務
しかし、それを超えて、経済を左右することは行政にはできない

了

2020年2月6日(木)

14:00~17:00

会場：アットビジネスセンター池袋駅前別館

議員・職員のための

2040年構想と議会のあり方特別講座 in 東京

東京大学法学部
教授 金井利之

令和時代の議会論



1. 二元代表制論とはなにか

(1) 首長制～首長優位体制～

① 明治国家

権威主義体制・集権体制・官治では、選挙される議会ではなく、官僚優位の仕組を重視

- ・府県：官選知事なので、知事優位＝官僚支配
- ・市町村：市町村会による間接選挙なので、市町村長優位が官僚優位を意味するとは限らないのでは？

→機関委任事務制度：市町村長を国の機関として位置づける

このように、首長優位を通じて、官治・集権体制を確立していった

② 独任制執行機関化

もともと、市制では「市参事会」(＝市長・助役・参事会員)からなる合議制執行機関

合議制執行機関の方が、官治が貫徹しやすいという発想が、山縣有朋にはあった

(プロイセンの影響、府県制でも府県参事会が想定されていた)

しかし、こうした合議制執行機関が廃止され、市長・府県知事に執行権が集中

機関委任事務制度のもとでは、むしろ、執行機関を一人にした方が中央統制しやすい

(2) 改革と首長・議会

① 改革による首長強化

戦後改革：知事・市区町村長の直接公選制＝アメリカ型大統領制・首長制

首長は住民の直接的な信任によって、大きな民主的正統性を有する

但し、機関委任事務制度によって、首長への中央統制が効いていた

2000年改革：機関委任事務制度の廃止によって、主著畝の中央統制は弱まる

地方分権＝首長集権

② 議会改革と二元代表制論

このような首長制＝首長集権＝首長優位のなかで、議会を強化するのが議会改革論
少なくとも、首長と議会は対等ということを言いたい→「二元代表制論」の活用

2. 二元代表制論の問題点

(1) 一元代表制論

① 首長＝マネージャー論

もともと、戦後日本においては、議会＝住民代表という、一元代表制論が通説
逆に、首長は住民の代表ではないと考えられてきた

例) 首長は中立的な行政マンであって、政治家ではない

例) 首長には住民要件が科されていないが、議員には住民要件が科されている

(要するに、首長は有能な人材を全国から募集、議員は地元住民から選出)

首長直接選挙制の導入は、必ずしも、首長を政治家や住民代表と位置づけない

何のための選挙? → シティマネージャー、官僚・職員出身者が多い

議会の基が2つある。

CBO.

行政関係者から選挙で選ばれる

② 保守系議会優位

首長は、住民代表である議会の声を聞いて、自治体運営をしなければならないと、議会側が主張してきた → 多くの自治体で、議会優位の体制もかなり存在した
特に、革新首長・改革派首長・無党派首長などが、保守多数議会に直面すると、こうした議会優位の体制であることが表面化

議会優位が表面化しなかったのは、保守系で首長・議会の大きな政策方針が一致していたから、議会＝首長を通じ保守支配の大きな掌の上で、予算・人事を握る首長が活躍しているように見えただけ、実際は保守系議会のドンが支配

(2) 二元代表制論の登場

① 少数派首長

一元代表制論に立つ限り、首長は議会多数派の意思に政策が阻まれる

それを乗り越えるために登場したのが、二元代表制論 = スルガン

＜首長も議会もそれぞれに住民から直接選挙される代表として対等である、従って、首長は議会多数派の意思を無視することも可能である、首長と議会の意思が異なる場合、どちらが住民意思に沿っているのかは、住民が選挙で判断すればよいので、目前の議会多数派に妥協する必要はない＞

理屈上は、何回選挙をして決着が付かず、首長と議会多数派が対立し続けることもある

→ 最終的には、議会多数派が首長候補を擁立して、首長選挙で勝てばよい、と居直る

選挙と人事権の分離、議会の権限

② 議会改革派

二元代表制論は、元来、上記のように、「対等」の名目で首長単独行動を是認する言説
その結果として、元々存在してきた首長優位がさらに拡大してきた

それを逆手にとるのが、議会改革派が提唱する二元代表制論

＜首長と議会は対等である、従って、首長が単独行動によって独善的に運営してはいけない、議会での密接な議論を経て運営すべきである。さらに、議会も首長と同じよ

うに政策を独自に展開すべきである = 政策サイクル論 - 全(制)人(人)制(制)論

ただし、二元代表制論では、首長の単独行動を阻止できないのが、最大の問題点

2人-ガンの取捨から再構築.

3. 討議広場代表制

(1) 代表とは

① 意思の一致?

選挙で選ばれれば「代表」というわけではない

住民の「代」わりに決定する資格があるのはなぜか?

→住民が直接に意思表示することと、同じ意思を持っているから?

少なくとも、選挙の際にどのような意思を持っているかを明らかにした上で、住民が選挙で政治家を取捨選択する必要

そうでなければ、住民の「代」わりとはいえない

〈マニフェスト論〉首長はマニフェストによって住民の信託を得たと主張

② 自由な議論

住民意思と同じ公選職意思というのは、「命令委任」の発想

しかし、〈代表委任〉とは、むしろ、住民意思の命令に従わずに、自由に議論する

代表=代議 代表にとって重要なことは、自由に政策論議すること

重要なポイント

A: 代表は1人ではできないということ ~ 一人では議論が不十分... 複数... 必要

議論するためには、異なる見解を持つ人間が複数以上は存在しないといけない

(同じ見解を持つイエスマンが何人いても無駄)

B: 代表は意見が凝り固まっていたはいけない

特に、マニフェストなどに完全に縛られた人間は、代表では有り得ない

とはいえ、白紙委任(純粹代表)で勝手にすれば代表とは言えない = 半代表

(2) 討議広場

① 首長と各議員の議論

代表とは、住民意思を反映しつつ、複数の異なる意思を持った人間が、自由に議論をする討議広場(フォーラム)のなかにのみ存在する(議決した瞬間に代表性は消える)

討議フォーラムの基本は「議会」

ただし、いわゆる議会ではなく審議会・車座集会なのでもフォーラムたり得る

とはいえ、非公式のヤミ会合になってはいけないので、議会がもっとも適している

(2) フォーラムの参加資格

第一の討議資格は選挙による公選職 首長と各議員から議会は構成される

公選職が異なる意思を持つように、選挙制度が組み立てられる必要がある

例) 首長=全域1人区(住民のなかの平均的民意)

議員=府県・政令市では選挙区代表(小選挙区では選挙区の平均的民意)

市町村では全域大選挙区(選挙区のなかの様々な少数の民意)

選挙で反映できない民意もある→住民・団体(画帳)に意見表明すべき

4. 議会のための職員

(1) 二元主義の人事論

① 機関多元主義と議会事務局強化論

執行機関多元主義：首長部局の職員は首長が、委員会の職員は委員会が、指揮監督

執行機関・議事機関対立主義：議会事務局の職員は議長の指揮監督

執行機関の職員は議会・議員のために仕事をしないでも当然

議会を強化するためには、議会事務局職員を強化して使いこなすことが必要

→議会事務局の強化が主張される

② 首長人事権

実態

法制度上は、自治体の人事権(任命権)は分立している=任命権者多元主義

参考：地方公務員法第6条①

地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事

委員会及び公平委員会並びに警視総監、道府県警察本部長、市町村の消防長(特別

区が連合して維持する消防の消防長を含む。)その他法令又は条例に基づく……

公営企業管理者、農業委員会会長

実態としては、事実上の人事権者は首長=自治体の一般職人事集団

議会事務局職員も、首長部局で採用された一般職人事集団が定期「異動」するだけ
つまり、議会事務局職員は議会のために仕事をするのが困難な状況

議会事務局を強化したいならば、議会事務局で独自に採用するしかない→非常に困難
そもそも、議会のためになる議会事務局直院の予算定員増を首長が認めない

(2) 団体としての人事論

① 議会事務局職員

現在の議会事務局は、首長側の議案円滑通過という期待を満たすための議事に特化

首長与党多数派がいるときには、議長と首長と議会事務局と議会多数与党の利害一致

議会が独自の意思決定をするとき(特に首長野党多数派)は、事務局を使いこなす必要
個々の議員と議会多数派とは意思が異なる

→個々の議員に役立つ議会事務局職員論 但し、マンツーマンほどの人員はいない

② 執行部職員の活用

議会事務局をいくら強化しても限界がある

限られた人員で、議会事務局が執行部所管課に対抗できるはずない

委員会・会派・議員個人は、執行部所管課職員と勉強会などを積極的に進める

自治体職員は、自治体という団体の公僕、首長のみの下僕ではない

自治体職員は議会・議員に対しても、自治体の公選職として、支援すべき

議会・議員は、議会事務局職員だけではなく、自治体職員の全てを活用すべき

首長が職員人事を壟断しないように監視することは必須

執行部職員 9.12 (3/4)の
2.22 (3/4)の

5. 議会のための予算審議

(1) 首長との権力

① 増額修正問題

議会には増額修正権はある (首長予算提出権を侵害しない限り)

実際の増額修正は議会側の権力を弱める

増額修正は、次年度以降の減額を必要とするから、将来の首を絞めるだけ

執行部の了解を得ない増額修正は、予算不執行になるだけ

② 予算査定権力

予算過程は要求=査定の連鎖、査定側は要求の一部を削減するときに権力を持つ

首長は、各団体、各所管課、議員などの要求を、査定(採否決定)するから、自治体における政策決定の中心人物になれる

住民や各団体も首長に陳情するのは、首長が査定者だから

住民や各団体が議員に期待するのは、首長に対する予算要望の口利き

予算編成過程で、議会(特に与党党派)の要望を首長に伝え、首長が一定の配慮をしているので、提出された予算には議会の要望は加味されていると自己弁護する傾向

しかし、首長査定を議員が求める限りにおいて、議会・議員は中心にはならない

議会が政策決定を担うためには、首長予算提出を減額査定する必要

首長が予算を提出する中心人物

(2) 予算過程と議会

① 編成段階

予算編成過程において、議会多数与党派が要望をするのは、影響力はあるかもしれないが、結果として、首長の査定権力を強化する

首長要求=議会査定になるか議会要求=首長査定になるかがポイント

重要なのは、予算編成方針を首長(財政当局)が出す前に、議会の方針を示すこと

いわば、予算編成に向けた「骨太方針」を示せるか

② 審議段階

議員の予算要望を実現するためにも、首長予算を減額修正して、財源捻出が必要 — 困難

議会の難しさは、複数議員のため、何を減額修正するか合意形成が容易でないこと

議会予算常任委員会・分科会審査

首長に相当するほどの十分な時間・体力・気力を確保できるか?

議会全体で財源を捻出

③ 評価段階

決算・監査を踏まえて、議会として方針を示すことは、予算循環として重要

それ以上に重要なのが、議選監査委員の役割 ~ 活用すべき

しばしば、議選監査委員は「守秘義務」を科されるが、監査で知り得た情報を議会での

政策論議に活用することは、むしろ必要なこと

議選監査委員は、首長並みに仕事に時間を使うべき

議員の代議士としての責任

議員の代議士としての責任

議員の代議士としての責任

議員の代議士としての責任
議員の代議士としての責任

6. 議会のための条例審議

(1) 議員提案条例論の限界

① 議会＝立法機関論

議会改革論では、議員提案条例が推奨されることが多い

議会＝立法機関であるがゆえに、条例制定しない議会は仕事をしていないという批判
現実の議会は、提案しない、修正しない、否決しない、ということが多い

首長提案をそのまま円滑通過をすることが多い

(旧来型の首長多数与党派の議員は、無修正早期通過こそが仕事と考えている)

なお、制度的には「議事機関」とされており、「立法機関」とはされていない

このことは問題も多い 規則だけではなく首長専決条例が存在する
理屈上は、条例に関する首長専決という制度は廃止させるべき

② 議員提案条例の実践

そのようななかで議員提案条例を増やそうと努力をしている議会も多い

とはいえ、議員提案条例は、議員と議会事務局で制定することが多い

→合意形成が難しい、それもあって細かい複雑な詰めができない

通常以上に、正副委員長のリーダーシップが必要

結局、当たり障りのない、理念・漠然とした条例に留まることが多い

(2) 条例制定に向けて

① 所管課職員の協力

条例制定をするためには、議会事務局だけではなく、所管課職員を使うべき

政策や事務事業の細かい内容を知るのは所管課職員

但し、所管課の縦割を超えるためには、所管課を跨いで使いこなす必要がある

所管課の智恵を貰わない条例は、単なる理念条例に留まる

執行部(首長・所管課)ぬきで議会が条例制定しても、執行部は執行しないことが可能

実効的条例のためには、執行部の了解を得る必要がある(予算と同様)

首長に条例に盛り込むべきことを要望するのでは、首長の権力を高めるだけ

仮に要望するならば、条例骨子まで示して、具体的立案化を求める必要がある

② 首長提案条例への関与

首長提出条例案においても、所管課で立案している段階から、議会に説明させる

なお、議員提出条例案においても、同様な手続が必要

議員は所管課職員と一緒に条例案を検討する必要がある

所管課職員にとってはプラスαの仕事になるかもしれないが、各省官僚は当然のよう
うに与党事前審査・政調会で説明している

首長は案が固まるまで議会の容喙を避けようとするから、そこが勝負になる

首長提出するまで受け身で待っていてはいけない、早期対処が肝要

議会の説明を受ける

与党事前審査

首長は案が固まるまで議会の容喙を避けようとするから、そこが勝負になる
6

予算編成の円滑化

7. 議会のための計画策定

(1) 基本計画と予算

事実上標準 基本構想→基本計画→実施計画→予算

総合計画は、多年度予算事業という性質を持っている

総合計画で大まかに方向付けられた計画事業を、毎年度、予算付け

→予算審議は総合計画との比較対照・突合で行うという手がある

(執行部も了承している総合計画を根拠に、予算を質す、ということ)

大前提：総合計画(基本計画)の策定段階で、どこまで財政フレームが明確化すること

留意点：総合計画を盾に予算事業を正当化すると、臨機応変な見直しへの足枷

(2) 総合計画の重要性

議決権の付与は、早通しで済ませる

予算編成が済んでからの予算審議では、既にほとんどの内容が固まっており、手遅れ

それゆえに政策サイクル論に基づく「政策提言」を予算編成前に導入

※重要なことは、予算編成前に議会が方針を示すこと

総合計画は、毎年度の予算編成前に、議会が方針を占めるための道具であった

② 総合計画策定に議会はいかに関わるべきか

総合計画審議会委員に参画すべき vs 二元代表制として議決事件追加して議決

予算審議の観点からは、総合計画に財政フレームを明示させることが肝要

政策サイクルの視点からは、総合計画の評価を踏まえた策定への関与

(3) 実施計画と予算

実施計画がローリング方式ではないときには、実施計画との突合が重要

毎年ローリング方式の場合、いつ、何月にされるか

予算と実施計画の改定が同時ならば、予算=実施計画であり、予算審議が中心

実施計画の改定が先ならば、まず、実施計画の改定を議会は審議する必要がある

実施計画改定によって、予算要求が事実上先決される可能性がある

おわりに

議会の二大権限は条例と予算、これが議会各論の本丸

しばしば、条例・予算の議決権が空洞化しているため、計画への関与も重視

計画策定においても、条例・予算と同じく、所管課職員との協働が必須

但し、議会が権力を握るのは容易な作業ではない、その場合には首長優位を受容

首長優位とは、政治責任を議会側に押し付けられることを意味する

すなわち、自治体の失敗は議会の責任、自治体の成功は首長の功績、となる

住民のために失敗の責任を負う覚悟があるならば、現状のままでよい

それが嫌ならば、議員は首長になる、または、議会が権力を握る、しかない

了

都道府県議会議員
市町村議会議員 殿
各会派代表者
議会事務局 長

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4
2019年9月2日

70th Anniversary 一般社団法人 日本経営協会

関西本部長 山下裕和

【NOMA 行政管理講座(大阪)開催のご案内】

地方議会の情報発信と住民参画のポイント

— 地域住民の関心や信頼を高めるために地方議会ができること —

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今では地方選挙の投票率低下や、議員のなり手不足・議員構成の偏り等の問題が深刻化しており、住民からの地方議会への関心の低下が見受けられます。また、議員の資質・議員活動にまつわる問題も取り沙汰され、地方議会や議員への信頼回復も大きな課題となっています。議会からの情報発信は、地域住民からの関心を高めて議会への信頼回復を図り、ひいては住民参画に繋げるために重要な手段ですが、その方向性や手法等でお悩みの議会も多いのではないのでしょうか。

本講座では、地域住民から関心を寄せられる議会情報の発信手法について、議会・議員双方の立場からできる手法とポイントを、具体的な事例を交えながら解説いたします。さらに、地方議会と住民参画のあり方についても、議会の決定過程への住民参加から議場外での関わり方まで、情報発信の観点から検討していきます。

公務ご多用の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：2020年2月7日(金) 10:00~16:00

会 場：本会専用教室 (大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル内)

講 師：三重県地方自治研究センター 上席研究員 たか おき ひでのぶ
議会事務局 研究会 共同代表 高 沖 秀 宣 氏

参加料 (負担金)	本会会員(1名)	一 般(1名)
参加料	18,000円	20,000円

※参加料には、別途消費税がかかります。
※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

込方法：裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはファクシミリ送信にて、下記へお申込みください。折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお送り致します。(参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。)
なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。
・電話予約も受け付けます。(この場合では後から申込書をご送付ください。)
・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。
・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。
・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

キャンセル：開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご 宿 泊：ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申し上げますので、必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込(予約)ください。(※本会では宿泊手配(予約)はいたしておりません。)*宿泊料は変更になる場合がございます。

ホ テ ル 名	宿 泊 料 (シ ン グ ル)	交 通	ホ テ ル 電 話
リーガプレイス肥後橋	8,000円(税・サ込)日本経営協会優待料金	会場より徒歩10分	06-6447-1122
ハートンホテル西梅田	8,500円(税・サ込)日本経営協会優待料金	JR大阪駅より徒歩5分	06-6342-1111

<会場案内図>



- 大阪方面よりお越しの場合
 - ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
 - 新大阪方面よりお越しの場合
 - ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
 - なんば方面よりお越しの場合
 - ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
 - ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

お申込み お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当：)


〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階
TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 URL <https://www.noma.or.jp>
(※お問合せは、月～金曜日の9:15~17:15にお願い致します)

〒780-8571
高知県高知市本町5丁目1-45

請求番号： 20045804-0
令和02年01月20日

高知市議会
市民クラブ
岡崎 豊 様

ご請求先
高知市議会 市民クラブ 岡崎 豊 様

一般社団法人高知市本経
関西本部 企画研修G
〒550-0004 大阪府大阪市西本町1-4
大阪科学技術センタービル
TEL 06-6443-6962 FAX 06-6441-4319
担当： 

請 求 書

本会の事業につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
下記のとおりご請求申し上げますので、ご照合の上、下記の銀行口座にお振込みいただきますようお願い申し上げます。

地方議会の情報発信と住民参画のポイント	請求金額	¥19,800
---------------------	------	---------

請求明細

明 細	数 量	単 価	小 計	消 費 税	金 額
参加料	1	18,000	18,000	1,800	19,800
					19,800

〈四銀〉キャッシュサービス
ご利用明細票
毎度ご利用いただきありがとうございます。
なだい庫のお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。

四国銀行

お取引日 02-01-29 取扱店番 0081 00PO 9586
銀行番号 支店番号 口座番号

取引区分 お支払 お取引金額 ¥19,800
お取引後の残高
お支払可能残高

500円	100円	50円
10円	5円	1円

手数料 おつり ¥440

お受取人 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通 6952750
イッパノシヤタソホウジン ニホンケイエイキ
ヨウカイカンサイホンフ 様
ご依頼人 オカサキ ユタカ 様

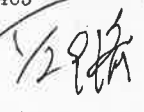
14:58

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

お支払期限： 令和02年02月06日
ご入金が期日に遅れる場合は、標記担当まで、

銀 行
; 選 び く だ さ い)
業部 普通 6952750
普通 1869139
普通 0006463

カイトイホフ
料はお客様にてご負担ください。



連絡事項

No. 002158

領収書

市民7万7千 岡崎 豊 様

¥ 19,800.-

上記 金額正に領収いたしました。

但し「地方議会の情報発信と住民参画のポイント」
負担金

令和 2 年 / 月 30 日

一般社団法人日本経営協会



岡崎市長 山本 裕 希



- 本部事務局 〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 ☎ (03) 3403-1336(代)
- 関西本部 〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル ☎ (06) 6443-6961(代)
- 中部本部 〒461-0005 名古屋市長区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル ☎ (052) 957-4726(代)
- 九州本部 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-6-16 西鉄博多駅前ビル ☎ (092) 431-3365(代)
- 北海道本部 〒060-0003 札幌市中央区北三条西3-1 札幌北三条ビル ☎ (011) 241-7500(代)

印紙税法第五条
の非課税文書に
該当するため収入
印紙は貼付せず

入金内訳	
現金	
小切手	
振込	✓
手形	

担当者

地方議会の情報発信と住民参画のポイント

日 時：2020年2月7日（金）10:00～16:00

講 師：三重県地方自治研究センター 上席研究員
議会事務局研究会 共同代表

高 沖 秀 宣 氏

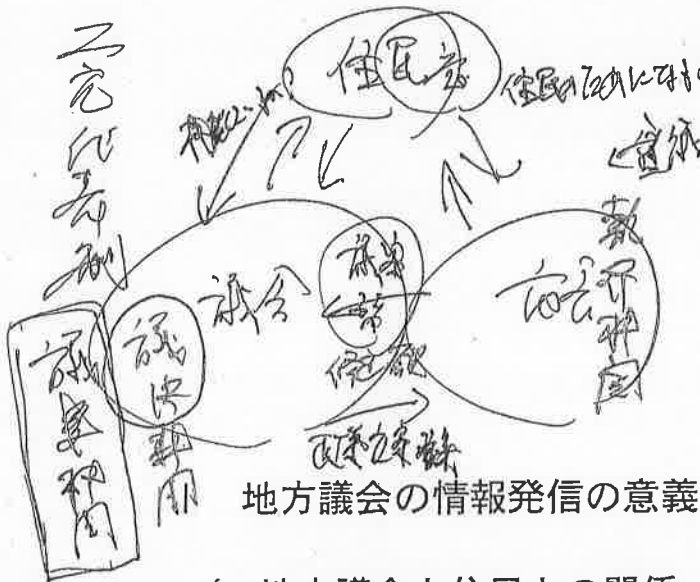
トイシ
作. 2019.12.14

2020年02月07日

議会の情報発信 ← 自治改革

『地方議会の情報発信と住民参画のポイント』

— 地域住民の関心や信頼を高めるために地方議会ができること —



三重県地方自治研究センター
上席研究員 高沖 秀 宣

地方議会の情報発信の意義

< 地方議会と住民との関係 >

(1) 自治体議会と民意

《議員は、住民を代表している、民意を反映しているか？》

① 住民による議会・議員不信

議員は民意を反映していない

⇒ 特定利益集団の既得権益、首長との単なる野合、
そもそも議員本人の自己利益等の反映？

② 議員による住民不信

地域社会や他の住民や制度の実態をよく理解しないまま、
自治体に対して意見を言う場合もある

1/10/14
議決権
議員報酬

③ 議会は、住民の意思である地域における民意を無視できない。

⇒ 議員定数削減・議員報酬減額・政務活動費廃止は、民意か？
住民からの強い意見があれば、それが全体の民意と言えるか？

(バウケウケにしろ)

(2) 自治体議会による広報活動について

◎ 議会広報は市民に読まれているか？

⇒ 読んでもらうための工夫をしているか？

(参考) <会津若松市議会> 「議会・広報紙モニター制度」

平成 30 年度より後五議会モニターを選出し、アンケートを実施
60 名のモニターに年 2 回実施し、広報議会編集のための参考に

→ 長野県飯綱町「議会だよりモニター制度」を参考

(議会モニター制度の採用・・・32 市 (平成 30 年末))

(モニターには、議員がいない集落から女性、若者を中心に
議員が人選して要請。議会だよりが発行されると郵送ではなく
直接手渡しして、紙面に対するアンケートへの回答を依頼
する。すると回収率は毎回ほぼ 100%。毎回 100 項目以上の意見、
要望が寄せられ、それを踏まえて町議会では毎号、紙面内容や
デザインを見直している。同時にモニターが潜在的に議員候補者
になる効果があるとのこと。) (ガバナンス 2018 年 2 月号から)

◎自治体議会の「広報戦略」とは？

⇒ 議員からなる「広聴・広報委員会」を設置しているか？

三重県議会 (基本条例で設置) - 副知事や議員らと連携

大分県議会 (要領で設置)

議員以外にも市民を編集に参画させる工夫をすべき。

広報の目的やターゲット、数値目標を明確に。効果の検証も。

II 議会からの情報発信・広報～個別事例を交えて～

(1) 議会報告会・議会説明会

① 議会報告会

参加者が増えない？いつも同じメンバーばかり？

参加者の多寡などに一喜一憂することは、議会報告会を機能としてのみ捉えていることから起こる誤解？

「住民と歩む議会」の実現 → 情報の共有と住民の参加が不可欠

(平成30年中の開催状況)

- ・議会基本条例に基づく議会報告会の開催 390市/815市
- ・申し合せ等に基づく議会報告会の開催 62市/815市

議決した結果を伝える → 議案修正・否決の理由など、議会の判断はどうだったかを伝えること、どんな議論があってその結果に至ったのかという過程を伝えることが大切

- ・住民の参加意欲を掘り起こす仕掛けが必要!!
議会の報告だけでなく、地域ごとの固有の課題をテーマにして意見交換する
- ・議会としての広聴広報機能としての位置づけ
- ・議会報告会は、住民が意見を述べる一種の制度保障 *位置づけ*
- ・議会「報告会」からの脱却が重要 ⇒ 開催を義務付けること？

【参考】「議会報告会・意見交換会は地方議会の生命線」(中尾 修)

(「議会改革白書」2016年版、生活社)

- ・議員が住民から遠い存在だ ⇒ 大規模議会では特に
- ・仕事の中身が見えにくい、選挙の時だけ良い公約を示す
- ・政務調査(活動)費の内容が理解出来ない
⇒ 議会不要論までささやかれている状況



そもそも地域の多様な意見を吸収する機能は、住民と日常的に接する機会が多い議員が集う議会の方が、市役所(役場)、行政より優れている。

この議会としての特性を議会(議員)は改めて認識すべきだ。

- (具体例) 諫早市議会 「市民と議会のわがまちトーク」
- ・テーマを決めないで、市民とフリートーク方式で意見交換を行った。そこで出た意見は内容整理を行い、議会で処理できるものは所管委員会で協議・検討し、処理できない場合は当局に対応を求めることとし、主な内容を議会だよりやホームページで公表している。(平成27年6月全国市議会議長会議会のあり方研究会【報告・提言】)

※ 「市民と語ろう会」等に変遷?

四日市市議会

- ・鳥羽市議会・・・議会報告会 → 「TOBAミライトーク」

⇒ 議員と市民がワークショップ形式、ワールドカフェ方式で意見交換する。市民の声を議会に届けたいという思いを実現。

- ・久慈市「かだって会議」・・・ワールド・カフェスタイルで『高校生×ギカイ』を開催

ポイントは、〈参加者のターゲティング〉

意見交換会の目的やテーマ設定によって、高校生や女性など参加者を限定して開催することもあれば、無作為抽出方式による呼びかけを実施することもある

- ・滝沢市議会「議会フォーラム」(テーマ「議員報酬、定数のあり方は?」)

→ ワークショップ形式で議員と市民が意見交換する

② 住民との対話の場

- ・無関心層に対する「啓発」の場
- 住民意見の「聴取」の場
- ・「地域課題の解決」の場
- ・「住民自治」の成熟の場



→ 報告や意見交換に終わらずに、政策提言につなげるための「位置づけ」と「仕組み」を工夫すること

→ < 会津若松市議会の政策サイクルが有名 >

市民との意見交換を起点として、住民から出た個別の意見を一般化の上統合して、具体的な政策につなげていく仕組みを確立している。

5班編成(1班6人の議員)で市内15地域を対象に開催。そこで出た意見は、すべて広報広聴委員会で整理して「課題発見」を行う。そのご政策課題テーマを分類し、政策討論会(全体会・分科会)でどのように解決するのか「研究・分析」を行っている。

③ 2016 マニフェスト大賞 (ノミネートされた事案)

(東村山市議会)

車座の活用、Zaと12345

当初、定例会の報告だったが、グループ、車座と形式を変えていくことで対話や笑顔が生まれる報告会と変化している。また全議員が、事前準備や当日の運営、駅頭PR活動に参加。報告会のアンケート結果は、委員会として報告書を作成し、議長に報告後、市議会HPで公開。

(藤沢市議会)

継続について反対意見も出ていた議会報告会について、外部有識者の意見を取り入れながら、対面式からワールドカフェ方式へと変更し「議員と話そう♪カフェトークふじさわ」を開催。学生が各グループのテーブルホスト役として参加したり、テーマを選挙年齢の18歳以上への引下げを踏まえ「投票率向上」とするなど工夫し、市民と議員の話し合いを進めた。

④ 2017 マニフェスト大賞 (優秀賞)

ア) フラット (埼玉県越谷市)・・・会派や議員が主催する市政報告会は、一方的な話になりがちなので、市民の生活や地域課題の解決法を自分たちで考えるフラットな場づくりを市民が主催。参加しやすい場や聞いてほしいターゲットを考え、それに合わせた企画や広報を工夫している。

イ) 取手市議会・取手市議会事務局・・・『議会愛』&『チーム議会』で対話重視の議会報告会を実施。議会と事務局職員が議会愛を持って、対話重視の開かれた議会づくりや政策提言を実施

【参考】・2018 マニフェスト大賞 (優秀成果賞)

「市民フリースピーチ」(犬山市議会)・・・定例会開催期間中に市民が議場で議員に対し、市政全般に関して発言できる

常任委員会 松田 一 議員 議員 議員 議員 議員

(2) 「審議内容・意思決定プロセス」の公開・伝達

・秘密会議などは限定的な場合のみ

・議会の情報公開、情報提供は、重要な議会改革の柱

→政務活動費の情報公開は特に重要 ~ 情報公開の2次元
ネットによる収支報告書だけでなく領収書等の公開も当然

金部 議員 議員 議員

「本邦経済」議員 議員

(3) 傍聴席への資料配布

・委員会等の資料は、原則として議員と同じものを配布すべき

・委員会の当日、開始前にWEB登載、ネット配信

(4) 議会広報誌(紙)の活用

議会広報誌等、紙面広報の見直し

・専門家による勉強会等

(三重県議会の広聴広報会議にて編集アドバイザー(民間人)を導入し、同会議の委員(議員)が議会広報誌作成のアドバイスを受ける)

(5) ホームページ掲載における留意点

- ・議会・議員にとって都合の悪いことも原則公開の原則
⇒ 政務活動費の支出報告書・領収書等はネット公開すべき

(6) 議会インターネット中継の課題

- ・容量が小さいと多くの住民や執行機関職員がアクセスできない

(7) 報道（記者クラブ）対応の留意点

- ・広報室（担当）による窓口一化

(8) 議会活動の「自己評価」と「第三者による外部評価」

（議会の自己評価）旭川市議会基本条例に基づく議会運営の評価

- 評価項目 :
- 特別委員会の設置による調査
 - 議員間討議、説明責任と情報公開
 - 議員の活動原則、政務活動費の透明性の確保
 - 市民との意見交換の実施
 - 政策提案及び政策提言
 - 常任委員会の活性化、議会及び議員の研鑽
 - 議会運営の評価及び検証
 - 議会の改善・要望事項への取組

（学識者の外部評価）

議会の自己評価の結果の妥当性等について、5人以内の委員が合議制で実施

旭川市議会の自己評価
教授の活用

旭川市議会の自己評価

旭川市議会の自己評価

(9) 政務活動費の公開と使途の透明性

<重要なポイント～「政務活動費」の活用の仕方と公開について>

① 使途の透明性の確保 具体的な方策

◎ 領収書—公開方法・範囲に格差 (2015, 03, 15 朝日新聞)

・インターネットで領収書の公開

高知県と大阪府が 27 年 7 月以降に公開した

大阪府の場合、費用はサーバーの増設費など約 250 万円
「市民感覚とずれた使い方をすれば、全国でさらしものになる。議員には緊張感がある制度だ。」(前議長)

兵庫県の場合、収支報告書などのネット公開を決めたが、
「領収書は対象外」とした。「全部さらすと、なぜ『この店だけで買っているのか』などと変な憶測を呼ぶ」と話す議員も。

⇒ 28 年公開分からネット公開

鳥取県の場合、全ての支出に領収書の添付を義務付けてきたが、領収書の公開は先送りした。「領収書の画像が改ざんされないか」と慎重意見が相次ぎ、「不安視する声は根強い」(議長)

・窓口で領収書の閲覧

神奈川県では窓口での領収書の常時閲覧に依じていない。
情報公開しても、公開までに 4 か月程度かかったこともある(書類が 5 万枚を超えた)

⇒ 平日の昼間に閲覧できる人は限られる。議員側の支出をチェックできる機関がなく、現状ではネット公開が最善の手段。議会の腰が重ければ、知事側から働きかけることが納税者への責任だ(片山善博・慶応大学教授)

・収支報告書、領収書の議会での閲覧を県民に限定

秋田、埼玉、千葉、石川、鳥取

- ・ ホームページへの収支報告書の掲載
掲載していない自治体議会は、早急に掲載すべき!!
⇒ 議員・事務局の怠慢?と云われかねない?

- ・ 領収書の添付義務の強化
※ 47 都道府県・20 政令市の議会のうち、3 割に当たる 14 県・6 市が新幹線や特急を利用した場合の領収書の提出を不要としている。このうち 4 県 3 市は、航空機でも提出を求めている。(2015 年 3 月 30 日 読売新聞)
(三重県)「議員がごまかすとは思っていない。」
(富山県)「これまで問題は起きていない」

- ・ 活動報告書、視察報告書の作成・公開
例) 函館市議会ホームページ

《最近の領収書のネット公開状況 (2019 全国市民オンブズマン)》

(18 都道府県) 宮城、群馬、東京、富山、静岡、三重、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、島根、山口、徳島、高知、大分、宮崎、沖縄

(9 政令市) 仙台、相模原、新潟、静岡、京都、大阪、堺、神戸、広島

(35 市) 函館、旭川、八戸、盛岡、秋田、福島、郡山、高崎、船橋、柏、横須賀、富山、甲府、長野、岐阜、岡崎、大津、高槻、尼崎、西宮、奈良、和歌山、鳥取、松江、呉、福山、下関、高松、高知、久留米、長崎、佐世保、大分、鹿児島、那覇

⇒ いかにか成果を住民に示すことができるか?

今後は、成果の住民への公開をどうするか?

各市議会の広報戦略の概要(議会基本条例の規定など)

議 224-(4)

久留米市議会基本条例(10)

久留米市議会の広報戦略

各市議会の広報戦略の概要(議会基本条例の規定など)

① 久留米市議会基本条例第 15 条 (議会広報の充実)

「議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。」

② 七尾市議会基本条例第 8 条 (情報公開)

「議会は、市民に対し、多様な方法を用いて、議会の保有する情報を積極的に提供し、情報の共有を図るとともに、説明責任を果たさなければならない。」

③ 生駒市議会基本条例第 5 条 (広報広聴機能の充実)

「 議会は、市政及び議会運営に係る情報を、常に市民に対して周知するため、広報機能を充実させなければならない。

2 議会は、市民の意見及び要望を把握するため、広聴機能を充実させなければならない。

3 議会は、前 2 項の規定により広報機能及び広聴機能を充実させるため、広報広聴委員会を設置する。」

④ 尼崎市議会基本条例第 7 条 (広報及び広聴の充実)

「 議会は、議会活動及び市政に対する市民の関心を高めるため、多様な広報手段を活用して議会活動に関する情報を発信し、広報活動の充実努めるものとする。

2 議会は、議会活動の活性化を図るため、広く市民の意見を聴取し、広聴活動の充実努めるものとする。」

⑤ 大分県議会 基本条例第 16 条 (広報広聴)

「 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。

2 会派及び議員は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。」

Ⅲ 議員からの情報発信・広報

(1) 一般質問の現状と課題

〈自治体議会における一般質問は、民意を反映しているか？〉

議員が、一般質問した後、「いい質問だった」と住民から言われるか？

⇒ 民意を反映させるにはどうするか？

〈質問方式の現状と課題〉

《一般質問は、果たして必要か？》

最近、一般質問は廃止すべきだという意見もあるが、
議会として、一般質問をどう捉えるか？

(背景)

- ・一般質問の原稿を職員に作成させている議員もいる
- ・一般質問の原稿作成を業者に依頼している議員もいる
- ・一般質問をしない議員もいる議会もある
- ・質問・答弁の事前打ち合わせが全てであり、本番はシナリオ通り読むだけに終わっている

(A説) 一般質問は、不要である。これこそ究極の議会改革だ。

(B説) 一般質問は、議会の生命線だ。さらに充実させる必要がある。

(C説) 自治法上の議員の権利だ。一般質問を廃止などできない。

【参考】吉田利宏「一般質問の廃止は可能なのか？」(議員NAVI)

【参考】 金井利之 「地域における民意」（自治総研ブックレット19）

現代日本の自治体の議会での議論の方法は、個別の議員が執行部に対して質疑・質問をぶつけ、首長以下の執行部が答弁を行うという、問答形式である。議会において議員同士のみの議論で、民意を集約・調整するのは基本ではない。

こうした問答形式は、世間で思われている以上に、非常に重要な意味がある。世間の通俗的な議会改革論では、しばしば議員同士の議論が少なく、執行部に対する質疑や質問ばかりだという批判がある。しかし、首長以下の執行部側も、民意案の解釈者である以上、執行部側の提示する民意案に対して意見のぶつけ合いをすることは、最も重要な民意の発見または抽出もしくは集約のプロセスである。執行部対議員という問答形式の意見のやりとりは、むしろ健全である。

したがって、議員が為すべきは、質問・質疑の質を高めていくことである。議員と執行部職員の間答を充実させ、議会というフォーラムにおいて、民意を形成・発見・抽出・確定して暫定的に具現化することが、議員の非常に大きな仕事である。

要は、議員や首長が選挙で選ばれただけでは、民意は明らかにはならない。議会での多数決でも、民意は明らかにはならない。執行部側の首長や幹部職員と個別議員が、多様な角度から議論を尽くすことでしか、それも十分な時間をかけて質疑を尽くすことでしか、民意に近づくことはできない。質問・質疑が出尽くすことが重要なのである。国会に比べれば、自治体議会の審議時間は明らかに圧倒的に短いのである。

自治体議会の質疑の質を最低限度で確保するには、行政職員が質問と答弁の両方を書くことも有り得る。しばしば、通俗的な議会批判では、議員が行政職員に質問を下書きさせることが批判される。しかし、全く頓珍漢な質問を議員が自作するよりは、行政職員に的を得た質問を考えてもらう方が、遙かに住民にとっては望ましい。できもしないのに、粹がって、できると錯覚する政治家が、最も有害である。できないことをよくわかっていて、他人に任せることができるのは、相対的な優秀さの現われである。

もちろん、行政職員の自作自演の質問・答弁では、行政職員にとって答えにくい、都合の悪い質問は出てこない。したがって、行政職員が質問を考えることは、次善の策に過ぎない。

政策論の整理 → 議員の質問 = 議会の政策への指向

議員としては、行政職員が思いもつかない角度から、質問骨子を構想しなければならぬ。ただ、その際に、細かいことまで自作する必要はないということである。議員は、行政職員に質問作成の注文を出す。発注するのは主人の仕事である。重要なことは、どのような着眼点で発注をするかなのである。そして、出来上がった料理を主人が試食するように、行政職員が作成した質問を、議員は吟味する能力が求められる。そして、できの悪い質問であれば突き返して、再度、作り直させればよい。

(2) 議員視察の充実と報告の工夫

○ 視察報告書の様式の工夫

成果報告書となるように、活動成果の概要、所見など記入欄を設ける
→ ネットで公開して、住民から意見をもらうなど 住民の評価へ
結び付けることが重要

(3) 議員(個人)活動報告(書)の工夫

- ・ 住民に成果を示して、説明責任が果たせるようにすべき
- ・ 視察の成果をどのように市民に示すことができるか?
→ より具体的に、成果の発表現場(本会議、委員会等)を
明示することも一方策

(4) 議員活動の自己評価

(北海道福島町議会)

議員の自己評価は、全議員(10名)で実施。5分野について具体的に
取り組んだ事項を3段階で自己評価

- 1 態度評価・・・町民の立場で発言・行動しているか
- 2 監視評価・・・一般質問などで行政執行のチェックしたか
- 3 政策提言評価・・・一般質問などで政策提言したか
- 4 政策実現評価・・・政策提言した事項が実現されたか
- 5 自治活動・議会改革取組評価・・・議会報告はしているか等

(5) 政務活動費を使用しての広報活動

→ 広報活動は、後援会活動・政治活動との線引きが微妙？

(仙台市議会)

2011年度政務調査費（2017年1月31日仙台地裁）

【読売新聞】2017. 02.01

判決では、「被告らが適切な反証を行わないときは、違法な支出と判断される」

⇒ 違法とされたもの

- ・自身の周知活動との混同が目立った

広報誌の印刷費や発送費（73万2,585円）については、後援会の謝辞や議会質疑などが掲載されていたことから、「後援会自体の拡充を図ることにあるものと推認される」として全額違法を認定。

- ・ホームページ制作費（16万8千円）は、経歴や趣味、得意料理などプロフィールが掲載されていることから、「議員について広く世間にアピールするためのもの」として半額が不当とされた。

Ⅳ 住民参画の推進

(1) 地方議会における住民参画

① 議会から住民への積極的な情報発信・情報提供

議員は選挙によって住民から選出されている以上は当然の義務

特に、最近では住民の関心の高い政務活動費に関しては、収支報告書・領収書はもとより、使用の手引き・マニュアルなど内部規程もできる限り住民に公表し、住民との情報共有を図るべき

② 議会活動の評価

- ・ 議会基本条例に議会の評価に関する規定を設ける議会が増えてきた
議会活動に対する評価の仕組み・システム等を規定し、提供する情報の質を向上させることが有効である

(所沢市議会基本条例)

(議会評価)

第 30 条 議会は、説明責任を果たし、透明で市民の負託に応えられる議会の実現及び議会運営の活性化を図るため、議会が実施する事業及び議会改革について毎年度評価を行い、その結果を市民等に公表するとともに議会活動に反映させるものとする。

→ 所沢市議会議会評価実施要綱を制定し、議会運営委員長及び広聴広報委員長がそれぞれ所管した事業等について自己評価を行い、その成果を取りまとめた報告書を公表している。

・ 議会の設置した第三者機関による評価も活用すべきである

→ 議会活動が住民福祉の向上にどれだけ貢献したかなど、住民の視点による評価が重要である

→ 旭川市議会の外部評価委員（大学名誉教授等 3 名）による外部評価（ヒアリング等による） ⇒ 専門的知見の活用

ボロ
定例開催 21/4/3
市民参加促進

(2) 公聴会・参考人制度の活用

- ・ 現行の会期日数で、本気で活用する機会があるか？
⇒ 通年制議会にして審議日数を確保する必要あり
- ・ 現行の定例会年 4 回制の会期日数では、公聴会は、開催が難しいのではないか？

三重県議会は、定例会年 2 回制にして、会期日数を大幅に増やしたために、公聴会を開催できた

- ⇒ 本気ならば、通年制議会を志向してはどうか？
ただし、変則的な通年制(4月中旬～翌年3月中旬が会期等)はいかがなものか？

(参考) 常任委員会における公聴会の開催事例 2 市 (平成 29 年中)
(平成 30 年中は無し)
同 参考人招致事例 123 市 (平成 29 年中)

1月15日～12月9日
市民参加促進

- ※ 市民の声を聴く (群馬県大田原市議会)
→ 常任委員会の「市民 5 分間演説制度」導入
開催前に公募で市民から発言者を募集
- ※ 名古屋市会市民 3 分間議会演説制度
→ 各定例会 1 回、於常任委員会室、7 名以内、議事録無し。
- ※ 市民フリースピーチ (5 分間発言) 制度 (犬山市議会)
→ 市政に関すること、一人 5 分以内、7 名 (抽選)
質疑応答なしだが、議員が発言内容を確認することがある

案内 = 本音

(参考) 「改革とは、市民の役に立つ議会になるよう機能を上げること」
(犬山市議会ピアンキ・アンソニー議長)
⇒ 「議員同士の討論」「政策立案と提言の力の向上」「市民参加」
→ その根底には、「議会の仕事は、市長など執行部のチェック機能だけではない」と痛感してきた問題意識がある。

(3) 請願・陳情の活用

《議員の提案権を活用しているか?》

請願・陳情を受けて、議会で政策提言・政策立案に!!

⇒ 請願書の意見を議会で審議し、政策立案して市長に提言を!!
(例) ペット霊園の設置に関する条例の制定に関する請願 (津市)

- ・ 条例案は、首長が提出すべきものとの思い込み?があるのでは
- ・ 与党的会派は、「市長に要望して提案した方が早^く」(楽^い)

⇒ 根底には、「議会は行政のチェック機関であり、政策立案機関ではない」との従来の考え方が蔓延している

いかに与党的意識を克服し、首長に対するいい意味での
対抗心を醸成できるか? ⇒ 《議員立法活性化のカギ》

(4) 外部専門的知見の活用 (自治法第100条の2)

普通地方公共団体議会の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

- ・ 平成27年中には全国の市議会において、11市12件の事例
(所沢市・・・議会基本条例の改定に係る調査に関する内容)
- ・ 平成28年中には、14市14件
(むつ市 大学准教授を招き議員勉強会開催。
松阪市 議員定数のあり方調査委員会開催)
- ・ 平成29年中には、13市14件
(寝屋川市 「専門的事項に係る調査会議」を設置
山陽小野田市 附属機関の設置について、専門家の意見を求めた)
- ・ 平成30年中には、13市15件
高山市 「奥飛騨温泉郷地域の地域振興について」

改定後
活用
有る

・七尾市議会基本条例（第19条）

議案の審査、又は本市の事務に関する調査のために必要があると認めるときは、専門的知見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

- ・ 学識経験者・大学との連携 ⇒ ^{体系的} 議会アドバイザー
- ・ シンクタンク等に調査の委託等

・さいたま市議会が「さいたま大学」と連携（2008年9月）
茨木市議会が龍谷大学と連携（2010年2月）

・附属機関・調査機関の設置・・・生駒市議会（調査機関）、

^{三好} 大分市 / 知事 知事 知事

(5) 議場外での住民参画

・住民との意見交換などでは、単に住民の多様な意見の把握に資する取組と捉えずに、住民ニーズを掴んだうえで、そのニーズにあった政策提言の型に仕上げるなど、自治体の政策形成に関与していくことが議会の役割であると意識すべき。

（長野県飯綱町議会）政策サポーター制度（平成22年度～）

町民の目線を議会としても取り入れ、町民と議員が協働で政策づくりを進めようという新しい試み・挑戦である。

公募したサポーターなど12名と議員15名が協働で政策提言書を作成し、町長に提出し、回答を求めた。

^{立派なサポーター}

(6) 住民との窓口対応の工夫等

・住民から見れば議会は遠い存在で、よくわからないことが多い
議会との距離感をなくし、情報を得るためには、住民との窓口対応をもっと工夫できないか？

⇒ 今後は議会独自の情報収集が重要であり、議会事務局は広報

^{情報の収集}

や意見交換会などの開催を通じて、住民目線に立って、住民と議会をつなげていく素地作りをしていくことが必要である。

- i) 気軽に議会に参画できるよう住民側に窓口を近づける
議会事務局に「広報室」設置

・ 窓口機能は、単に情報を発信することや情報を収集することではなく、議会と住民との『溝』を埋めて、議会と住民との関係を取り結ぶことを目的とする

⇒ 住民側に窓口を近づけていくこと
委員会などで、ざっくばらんに住民の意見を聴くなど
(大田原市議会 「市民5分間演説制度」)

- ii) 住民から情報を議会独自のチャンネルで吸い上げる

独自の政策提案のためには、執行機関からの情報だけでなく、多角的な情報収集する必要がある、とりわけ住民からの情報を執行部局を通じてでなく、独自のチャンネルによって吸い上げることも必要 ⇒ ツイッターの活用や目安箱の設置など

⇒ 議会事務局は、議員が住民の代表として信頼を得られるよう、住民の目線に立って活動をサポートしていくことが求められている

議会事務局は、議員及び住民に、その基礎となることを理解してもらえよう、広報、PR、啓発、意見交換会などの開催を通じて、住民と議会をつなげていく素地作りをしていくことが必要である

以上

【参考文献】 高沖秀宣著『自治体議会改革講義』（東京法令出版、2018年）

公聴会
広報

議会



高沖 秀宣
三重県自治研センター理事
議会事務局研究員(共同代表)

令和の時代に入り、今一度、平成時代における全国自治体の議会改革の取組を振り返ってみて気になっているのが、いわゆる「連年制議会」への移行が予想以上に進んでいることである。事者は、平成の時代に三重県議会事務局に在職していたが、同議会では2006年12月に郡遣府県議会では初となる議会基本条例を制定後、翌年2007年4月の統一地方選挙を経て、条例制定後の取組としてまず連年制議会の導入

について検討した。そして定例会の年2回制などの試行期間

を経て、2013年1月から「定例会の年1回制」であるいわゆる連年制議会前を実施した。当時都道府県では前年2012年3月には既に三重県議会を栃木県議会も連年制議会を導入され、議会基本条例が制定されれば議会改革の流れの中層に連年制議会の導入が後押しされ、その後行が始まるものと予想していた。

このように連年制議会については、全国的には当初は県議会や市議会よりも町村議会での導入が多く進み、2008年当時からは北海道苫小牧市議会や福島県議会も既に実施されていた。三重県議会も白老町議会等へ視察に行き、先進事例として御指導いただいた経緯がある。

現在では、そもそも「いわゆる「連年制議会」と言われる形態には、一つには、例えば三重県議会が導入したように連年制議会制であり、これは定例会を年1回開催するとし、その会期を1月中旬から1月下旬までとする連年制議会であり、この場合は、地方自治法第102条第2項に基づき「定例会の回数を2回とする

例」を定めて、その旨を規定することが普通である。

もう一つは、既に施行して導入した議会の後を辿ると、2012年9月の地方自治法の一部改正により、同法第102条の第1項に基づき、条例で定める日から1年を会期とする、いわゆる連年の会期制が認められるようになった。(本稿中、連年制議会制と連年の会期制とを合わせて「連年制議会」としている)

このように連年制議会については、全国市議会議長会や全国町村議会議長会の実態調査等によれば、現在では、連年制議会を導入しているのが、三重県議会や滋賀県議会のみ、四日市市議会など9市、白老町などの町村の計4団体である一方で、連年の会期制を導入しているのが、栃木県議会の1県、相模市などの市議会、北海道札幌市などの計4団体と、合計5団体が連年制議会又は連年式の会期制を導入していると調査は認識している。

「連年制議会」について考える

しかしながら、議会基本条例の制定数が800近く、自治体のほぼ半数と言われる現在、全国で100にも満たない自治体議会しか「連年制議会」となっていない状況は、全国的に議会改革が進んでいるとは言え、あまりに少なすぎるのではないかと、また郡遣府県議会がわずかな県しか導入していない状況は、いかなるものかと思っている。また、

思知のようについて、いわゆる「連年制議会」が地方自治の課題として注目を集めたのは、2010年、鹿児島県阿久根市長が市議会を招集せず、市長による専断処分を専断した際のことである。その際、阿久根市議会は連年制議会制を可視化する条例を可決したが、市長が同条例を公布せず、施行しなかった事案も随った。その後、全国的に議会の招集権の在り方が議論され、議会の機能強化の観点から審議の時間や政策立案の時間を増して議会の活性化を目指すこととするのが、「連年制議会」の導入の意義である。そのメリットとして、十分な審議時間が確保でき、議員間の議論が行われ、審議・審査の充実

が図れること、災害や地域の緊急課題など突発的な課題に対応しやすくなること、そして、市長の専断処分を回避できることがあげられ、議会としてのメリットは大まかに考えられる。

一方で、「連年制議会」の導入に踏み切れない議会の中には、「連年制議会のメリットが分からないから導入には賛成できない」という議員がいる。これは議員としてのメリットしか考えないからではないか。「連年制議会」のメリットは、議会としてのメリットであって、議員としてのメリットの問題ではない。

また、従来からの定例会制に固執する議員の中には、「一事不再議の原則があるから「連年制議会」は採用できない」という議員がいる。これは、議会運営上の問題であって、例えば同一会期中であっても、事実が変化した場合には、「一事不再議の原則」は及ばないと考えべきであろう。いわゆる議会の原則は、効果的に運用すべきである。

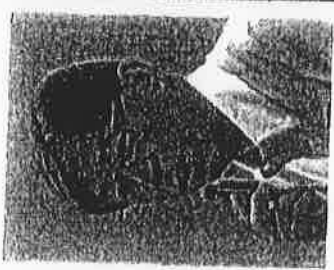
このように美談を考へると、旧態依然とした議会運営を議員活動を萎えなくない「保守派」の議員にとっては、平然に

連年制議会を推進させる短い会議が良い会議であり、「連年制議会」の拘束時間の短さが無駄に感じられるのではないかと、いう意見もある。「連年制議会」は、執行機関に対して監視機能を發揮し、議会の自律性を重視しようとする改革派の議員にとっては合理的であるが、執行機関と馴れ合いの関係にある、いわゆる与党的会派の議員にとっては非常に困る制度のようである。

「連年制議会」を導入するからには、畢竟、議会運営・議員活動としての十分なスタイルを選択するのだから、自治体としての「自治のかたち」の問題に帰着する。令和の時代に入り、平成の時代を越える一段階レベルアップした議会改革を構築すべき自治体議会としては、「連年制議会」は、今後の自分たちの議会のスタイルをどう考えるのか、自治のかたちをどう考えるのか、議会の存在意義をどう住民に示していくのかといった民主主義の根本問題に繋がる重要な問題として、各自治体議会に十分な議論をしていただいたいことを願っている。

自治体議会と住民

―住民意見を政策立案に活用する―



たかおき ひでのぶ
高沖 秀宜
三重県地方自治研究センター
上席研究員

最近の自治体議会基本条例において、議会報告会や住民との意見交換会などの実施を規定している議会が多くある。議員個人や会派単独ではなく、合議体の議会として、条例・予算など議決事項や

その他議会活動について、住民への報告や住民との意見交換を実施する取組が広がっている。この場合において、議会の役割は単に住民の多様な意見の把握に資する取組と捉えずに、住民ニーズをつか

また、市議会だけでなく全国町村議会議長会の実態調査結果（平成30年2月）でも、平成28年中では本会議・委員会とも公聴会の開催事例はゼロであった。ただし、直近では本年7月には鳥取県日南町議会で「議員報酬引上げ」の案件で開催されている。

このように、特に公聴会制度の活用について自治体議会は消極的である。この点について筆者は、多くの議会では現行の会期日数が定例会年4回制であれば、実際に審議すべき時間が不足して公聴会開催まで至らないのではないかと考えている。地方自治法に規定されている公聴会制度を活用するためには、連年議会制度を導入して会期日数を増やし、議案審議時間を確保すべきであろう。かく言う筆者も三重県議会事務局に在職中に2回公聴会を経験したが、いずれも連年議会制を実施してからであった。公聴会の活用のためにも連年制議会を導入して議会の審議機能の強化を図るべきである。

なお、公聴会制度に関しては、大森 彌・東京大学名誉教授が、「公聴会は議案を委員会に審議する前に、言わば『勉

強会』のようなものだと考え、住民から直接意見を幅広く聞くことができる点で議員にとって大いにプラスになるし、必要な情報・知識を得た上で委員会審議に臨むこともできるのではないか」と指摘（※）されている点に留意すべきである。

議会への住民参加に関して、もう一つ着目すべき点は、請願・陳情の政策提言への活用である。多くの自治体議会では、議会基本条例で「請願・陳情を住民からの政策提言と受け止め」と規定して、請願・陳情を住民からの政策提言として活用を図ろうとしている。しかしながら、現実には住民から格好の政策提言のネタになると思われる請願・陳情が提出されても、肝心の議会がその請願・陳情を採択して執行機関に送付するのみで、そのネタを政策立案・政策提言として首長に提案するということが実践されていない状況がある。

筆者が一市民としての立場に関わった三重県のある市議会の事例では、「ベトナム遺囑等の設置に関する条例の制定を求める請願」が提出され、当該議会で採択された。三重県においては既に2市にお

んだ上で、そのニーズに合った政策提言のカチチに仕上げるなど、自治体の政策形成に参与していくことであると認識すべきである。

議会は、いかに民意を反映出来るかが重要な課題であり、その議会機能をより一層発揮していくためには、何よりも議会への住民参加の充実に図り、多様な民意を議会における審議・議決に反映していくことが求められる。このため、議会の政策決定過程への住民参加として、地方自治法では公聴会・参考人制度が規定されているが、これがあまり活用されていないことが残念である。特に公聴会については、大半の自治体議会では活用しようとする気がないのではないかと思われる。

と言うのも全国市議会議長会の実態調査結果（平成29年10月）を見ても、平成28年中に常任委員会における公聴会の開催事例は、僅か1市1件のみであり、本会議や特別委員会における開催事例はゼロであった。その唯一の事例は奈良市議会における「町の区域の変更について」の議案であった。

いて同様の条例が施行されていたので、この議案も実現可能性が期待されたが、当該議会は、採択した請願を市長に送付しただけであり、また送付を受けた市長側も請願の趣旨である条例制定には手を付けずに終わった。

この事例の場合、当該請願の趣旨が条例制定を求めるものであれば、なぜ議会として条例制定の検討を行わなかったのか？

確かに議会で議員提案の政策条例を検討する環境が不十分である点を割り引いても、近隣の他市において先行条例が施行されているならば、当該議会でその先行条例を調査し、少なくとも請願の趣旨を活かした条例案の骨子だけでも作成して市長に政策提言すべきであったと思われる。

今後の自治体議会において、住民意見を政策立案・政策提言に活用していくには、まず、公聴会制度の積極的活用と請願・陳情の趣旨を活かした政策立案・政策提言に留意すべきではないかと考える。

※「地方議会はどうして公聴会制度を活用しないのか」（自治日報2013年9月20日）参照。

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月 日	1月 29日(水) ~ 月 日()	
	支出先	いそつび館	
	目的・内容・結果等	<p>政務調査活動や議会活動に必要な資料として書籍を購入した。</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	書籍代	4,585円
	広報会聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 1 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

請求書

市議会 市民中心様
 R2年 11月 16日 (毎月 日締切)

摘要	金額
前月繰越高	
本月御買上高(別紙 4枚)	4,585
差引御請求高	4,585

上記の通り御請求申し上げます



高知市南はりまや町1丁目7-16 Tel:088-884-4303

領収書

金 4,585-

上記正に領収致しました

R2年 11月 28日



高知市南はりまや町1丁目7-16 Tel:088-884-4303

御計算書

No 04695

住所 市議会
 岡崎豊様



高知市南はりまや町1丁目7-16
 Tel-Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います

R2年 11月 10日

品名	数量	単価	金額
月福祉	1		1068
合計			1068

上記の通り計算申し上げます。

御計算書

No 04448

住所 市議会
 岡崎豊様



高知市南はりまや町1丁目7-16
 Tel-Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います

R2年 11月 30日

品名	数量	単価	金額
地方財務	1		1727
合計			1727

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
特別教育研究	1		890
合計			890

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
正論	1		900
合計			900

上記の通り計算申し上げます。

請 求 書

市議会 市民777"様
 〇二 年 〇 月 〇 日 (毎月 16 日締切)

摘 要	金 額
前 月 繰 越 高	
本月御買上高(別紙 4 枚)	4,585
差引御請求高	4,585

上記の通り御請求申し上げます



088-8884-4303

御 計 算 書

№ 04502

住所

市議会

岡崎豊様



高知市南はりまや町1丁目7-16
 Tel・Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います

〇 年 〇 月 〇 日

品 名	数 量	単 価	金 額
特別報告書研究	1		890
			/
発行印	合計		890

御 計 算 書

№ 04298

住所

市議会

岡崎豊様



高知市南はりまや町1丁目7-16
 Tel・Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います

〇 年 〇 月 〇 日

品 名	数 量	単 価	金 額
正論 2	1		900
			/
発行印	合計		900

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	2月 14日(金)～ 月 日()	
	支出先	いそび館	
	目的・内容・結果等	<p>政務調査活動や議会活動に必要な資料として書籍を購入した。</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	書籍代	4,585円
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		1	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

請求書

市議会 市民937様

2012年 2月分 (毎月14日締切)

摘要	金額
前月繰越高	
本月御買上高(別紙 4枚)	4,585
差引御請求高	4,585

上記の通り御請求申し上げます



高知市南はりまや町1丁目7-16 Tel(088)884-4303

領収書

金

¥4,585

上記正に領収致しました

2012年 2月 14日



高知市南はりまや町1丁目7-16 Tel(088)884-4303

御計算書

No 05837

住所

市議会
岡崎豊様



高知市南はりまや町1丁目7-16
Tel-Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います

2012年 2月 14日

品名	数量	単価	金額
月刊福祉	1		1,068
			/
合計			1,068

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
正論	1		900
			/
合計			900

御計算書

No 05554

住所

市議会
岡崎豊様



高知市南はりまや町1丁目7-16
Tel-Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います

2012年 2月 4日

品名	数量	単価	金額
地不財務	1		1,727
			/
合計			1,727

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
特別支援教育研究	1		890
			/
合計			890

請 求 書

市議会 市民クラブ様
 〇二〇二〇年 〇二月分 (毎月 〇四日締切)

摘 要	金 額
前 月 繰 越 高	
本月御買上高(別紙 4枚)	4585
差引御請求高	4585

上記の通り御請求申し上げます



高知市南はりまや町1丁目7-16 Tel/Fax(088)884-4303

御 計 算 書

№ 05535

住所 市議会
 岡崎豊様



毎度有難う御座います 〇二〇二〇年 〇二月 〇〇日

品 名	数 量	単 価	金 額
正論	1		900
			/
発行印	合計		900

御 計 算 書

№ 05306

住所 市議会
 岡崎豊様



毎度有難う御座います 〇二〇二〇年 〇一 月 〇二 日

品 名	数 量	単 価	金 額
特別支援教育研究	1		990
			/
発行印	合計		990

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	3月 4日(水)～ 月 日()	
	支出先	株式会社 日本教育新聞社	
	目的・内容・結果等	<p>政務調査活動や議会活動に必要な資料として書籍を購入した。</p> <p>特に、小・中学校の学習指導要領が令和2年4月から全面実施となる。これに伴い、社会に開かれた教育課程やカリキュラム・マネジメント等、従来と大きく異なる教育課程となるため専門的な情報を収集し分析するため。そして、指導要領変更期間の保存資料とするため期間購読としたものです。</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
支出金額等	項目	用途内容の明細、積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	日本教育新聞	16,500円
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 1 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

請 求 書

2020年 2月 18日

岡崎 豊

様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
 下記の通りご請求申し上げます。
 ※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 **日本教育新聞社**

代表取締役社長 幹長

東京都港区白子 1-10-1
 電話 03 (3) 555-0008

《お支払い先》
 ・振替払込 00150-8-196500
 ・銀行振込 みずほ銀行虎ノ門支店
 普通預金 2835213
 ・口座名義 株式会社日本教育新聞社

合計請求額	16,500 円	読者コード	[REDACTED]	請求書番号	0004293596
-------	----------	-------	------------	-------	------------

(内税)

【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

	品 名	部 数	期 間	金 額	備 考
前回請求額				円	
今回入金額				円	
差引繰越額				円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	6ヶ月分	16,500 円	2020/02-2020/07
合計請求額	日本教育新聞	1部	6ヶ月分	16,500 円	2020/02-2020/07

振替払込請求書兼受領証 (振込金 (兼手数料) 受領書)

この受領証は、大切に保管してください。	0 0 1 5 0 8 1 9 6 5 0 0	日本教育新聞社	CVS 収納用収入印紙貼付欄
加入者名	千 百 十 万 千 百 十 円 1 6 5 0 0		
金額	銀行 支店		
振込先	おなまえ		
ご依頼人	岡崎 豊		
料 金	円	日 附 印	(お客様控) 38397 '20 4 高知市役所 ファミリーマート
備 考			

(ゆうちょ銀行)

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	3月 31日(火)～ 月 日()	
	支出先	いそっぴ館	
	目的・内容・結果等	<p>政務調査活動や議会活動に必要な資料として書籍を購入した。</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	書籍代	8,839円
	広報 公 聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

請求書

市議会 紙777様

22年3月分(毎月16日締切)

摘要	金額
前月繰越高	
本月御買上高(別紙5枚)	8839
差引御請求高	8839

上記の通り御請求申し上げます



高知市南はりまや町1丁目7-16 Tel:0883881-4303

領収書

金 8839-

上記正に領収致しました

22年3月31日



高知市南はりまや町1丁目7-16 Tel:0883881-4303

御計算書

No 06869

住所

市議会

周崎豊様



BOOK SHOP



高知市南はりまや町1丁目7-16
Tel-Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います 22年3月12日

品名	数量	単価	金額
月刊福祉	41		1068
発行印	合計		1068

上記の通り計算申し上げます。

御計算書

No 06492

住所

市議会

周崎豊様



BOOK SHOP



高知市南はりまや町1丁目7-16
Tel-Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います 22年3月5日

品名	数量	単価	金額
障害者問題研究	41		2750
発行印	合計		2750

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
地方財務	31		2231
発行印	合計		2231

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
正論	41		900
発行印	合計		900

品名	数量	単価	金額
特別支援教育院	1		890
発行印	合計		890

請 求 書

市議会 報知様
 〇二 年 〇 月 分 (毎月 16 日締切)

摘 要	金 額
前月繰越高	
本月御買上高(別紙 5枚)	8839
差引御請求高	8839

上記の通り御請求申し上げます

御 計 算 書

№ 06584

住所 市議会
 岡崎豊様



毎度有難う御座います 〇二 年 〇 月 〇 日

品 名	数 量	単 価	金 額
地方財務	3	1	3231
発行印		合計	3231

上記の通り計算申し上げます。

御 計 算 書

№ 06561

住所 市議会
 岡崎豊様



毎度有難う御座います 〇二 年 〇 月 〇 日

品 名	数 量	単 価	金 額
正論	4	1	900
発行印		合計	900

品 名	数 量	単 価	金 額
特別支援教育研究	1	1	890
発行印		合計	890

請 求 書

市議会 報知様

22年3月分(毎月16日締切)

摘 要	金 額
前月繰越高	
本月御買上高(別紙 5枚)	8839
差引御請求高	8839

上記の通り御請求申し上げます

御 計 算 書

№ 06561

住所

市議会

岡崎豊 様



BOOK SHOP

いそぶ館

高知市南はりまや町1丁目7-16
Tel・Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います

22年3月2日

品 名	数 量	単 価	金 額
正論	4		900
発行印		合計	900

御 計 算 書

№ 06502

住所

市議会

岡崎豊 様



BOOK SHOP

いそぶ館

高知市南はりまや町1丁目7-16
Tel・Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います

22年2月29日

品 名	数 量	単 価	金 額
特別支援教育院	1		890
発行印		合計	890

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	1月 27日 (月) ~ 3月 27日 (金)	
	支出先	ASA高知中央	
	目的・内容・結果等	政務調査活動や議会活動に必要な資料として新聞を購入した。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	新聞購読料 (4,000円×3ヶ月)	12,000円 /
	広報会聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		3	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領収証

No. 00000078

2020年1月27日

市民クラブ

様

金額

¥4,000-

内

消費税等

但 日経新聞1月分として

上記正に領収いたしました

現金



780-0056 高知県高知市北本町1-2-23

ASA高知中央 代表 藤井 正人

TEL 823-4007 FAX 823-2595



係

領収証

No. 00000078

2020年2月27日

市民クラブ

様

金額

¥4,000-

内

消費税等

但 日経新聞2月分として

上記正に領収いたしました

現金



780-0056 高知県高知市北本町1-2-23

ASA高知中央 代表 藤井 正人

TEL 823-4007 FAX 823-2595



領収証

No. 00000078

2020年3月27日

市民クラブ

様

金額

¥4,000-

内

消費税等

但 日経新聞3月分として

上記正に領収いたしました

現金



780-0056 高知県高知市北本町1-2-23

A S A 高知中央 代表 藤井 正人

TEL 823-4007 FAX 823-2595

係

